

第2次いのち支える 南部町自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない南部町を目指して

< 計画期間 >

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

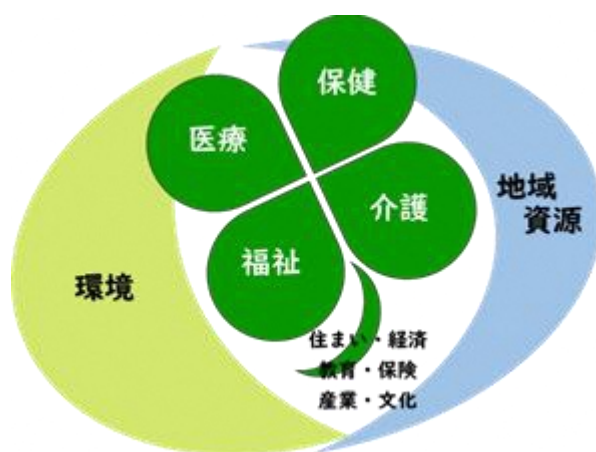
（最終案）



令和6年3月



南部町



表紙のイラストは、町民の命と暮らしを守るために、保健・医療・福祉・介護と環境や地域資源が連携・協働して進める「南部町地域包括ケアシステム」をイメージしたものです。

町長あいさつ

.....

.....

.....

令和6年3月

南部町長 工 藤 祐 直



第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
5 自殺対策の推進体制	4
第2章 自殺の現状	5
1 南部町の自殺の現状	7
2 健康意識調査結果から	12
第3章 前計画の評価と課題	23
1 評価の目的	25
2 町の自殺の現状	25
3 総括的評価	26
第4章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	39
2 基本方針	40
第5章 自殺対策の具体的取組	41
第1節 基本施策	43
基本施策① 地域におけるネットワークの強化	43
基本施策② 自殺対策を支える人材の育成	44
基本施策③ 町民への啓発と周知	45
基本施策④ 生きることの促進要因への支援	46
基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	48
第2節 重点施策	49
重点施策① 子ども・若者への対策	49
重点施策② 働き盛り世代への対策	50
重点施策③ 生活困窮者・無職者等への対策	53
重点施策④ 高齢者への対策	54
重点施策⑤ 女性への対策	56
第3節 生きる支援関連施策	59

第6章 資料編 67

いのち支える南部町自殺対策計画策定委員名簿 69

計画の策定経過 70

南部町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱 71

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、「個人の問題」から「社会の問題」と認識されるようになり、国全体で総合的に推進した結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど成果を上げてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで状況に変化が生じ、男性、特に中高年男性の自殺者数が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和 2 年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。令和 4 年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

平成 28 年に改正された自殺対策基本法では、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされ、当町においても、平成 31 年 3 月に「いのち支える南部町自殺対策計画」を策定し、自殺対策の取り組みを全庁的に実施してきました。

第 2 次計画では、今まで取り組んできた事業の成果や課題などを再検証し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していくこととします。

この計画は、そのための総合的な自殺対策の取組方針を示し、基本施策・重点施策を明らかにするために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定により、南部町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「南部町総合振興計画」、「南部町健康増進計画」、「南部町地域福祉計画」などとの整合を図ります。

3 計画の期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。また、国や県の政策と連携する必要があることから、国や県の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、令和 8 年までに平成 27 年と比べて自殺死亡率を 30%以上減少させることとしています。

この方針を踏まえ、南部町の自殺対策計画の目指すべき目標値として、令和5年までの5年間で26.7以下（自殺者数4人以下）を目指していましたが、令和4年は目標値を達成できない見込みです。

第2次計画においては、令和11年までの6年間で21.3以下（自殺者数3人以下）を目指し、自殺者ゼロに近づけるよう「誰も自殺に追い込まれることのない南部町」の実現を目指します。

5 自殺対策の推進体制等

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者との連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「南部町健康づくり推進協議会」や、庁内に設置する「いのち支える南部町自殺対策推進本部」において協議し、施策の推進を図ります。

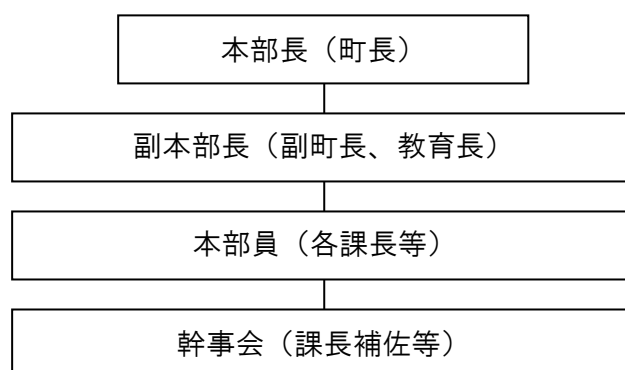
（1）南部町健康づくり推進協議会

保健、医療、教育、地域住民代表など、町内外の関係機関や団体で構成される協議会であり、当町の自殺対策に係る事業の進捗状況や協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

（2）南部町いのち支える自殺対策推進本部

庁内において、町長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、町長のリーダーシップにより、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

また、自殺対策推進本部の下部組織として、各課から選出する職員で構成する「幹事会」を置き、現場における自殺対策に係る進捗状況の確認と推進に取り組むとともに、職員をゲートキーパーとして養成します。



第2章

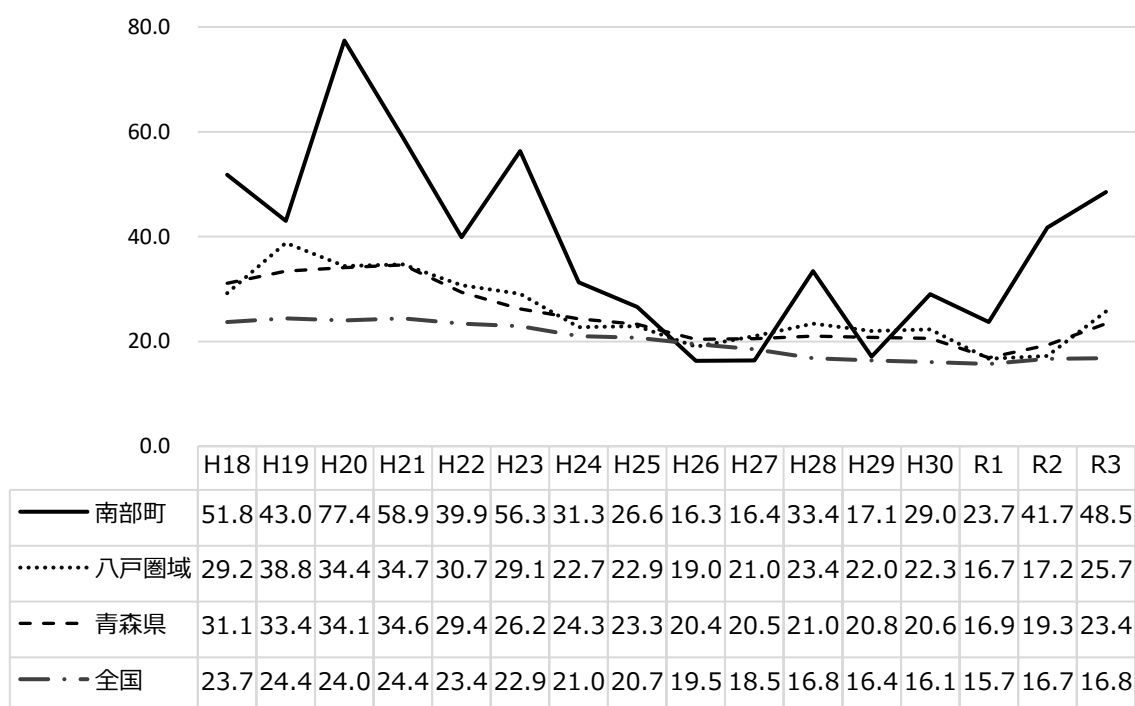
自殺の現状

1 南部町の自殺の現状

(1) 自殺死亡率の推移

国の自殺死亡率は平成 21 年以降、町、県、八戸圏域ともに低下傾向にあり、平成 26 年、27 年は国、県、八戸圏域を下回っていましたが、平成 30 年以降は国、県、八戸圏域を上回り、令和 2 年から上昇傾向にあります。(図 1)

図 1 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの人数）の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康こども課作成
(参考値) 八戸圏域の数値…三戸地方保健所作成

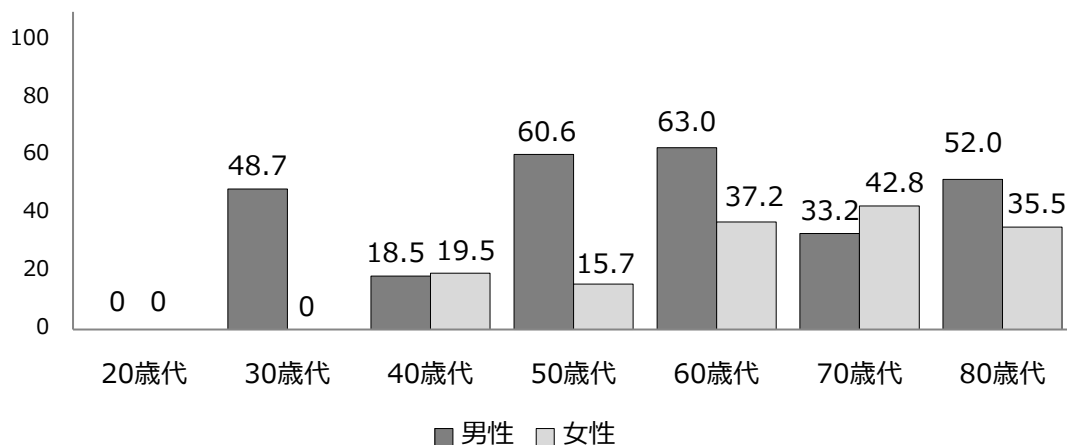
*** 自殺死亡率とは ***

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口 (10 月 1 日現在)}} \times 100,000 \text{ 人}$$

(2) 男女別・年齢別自殺死亡率

男性では30歳代以降の各年代にみられ、特に50歳代、60歳代の壮年層、80歳代が高くなっています。女性では60歳代以降が高くなっています。(図2)

図2 男女別・年齢別自殺死亡率(平成29年～令和3年)

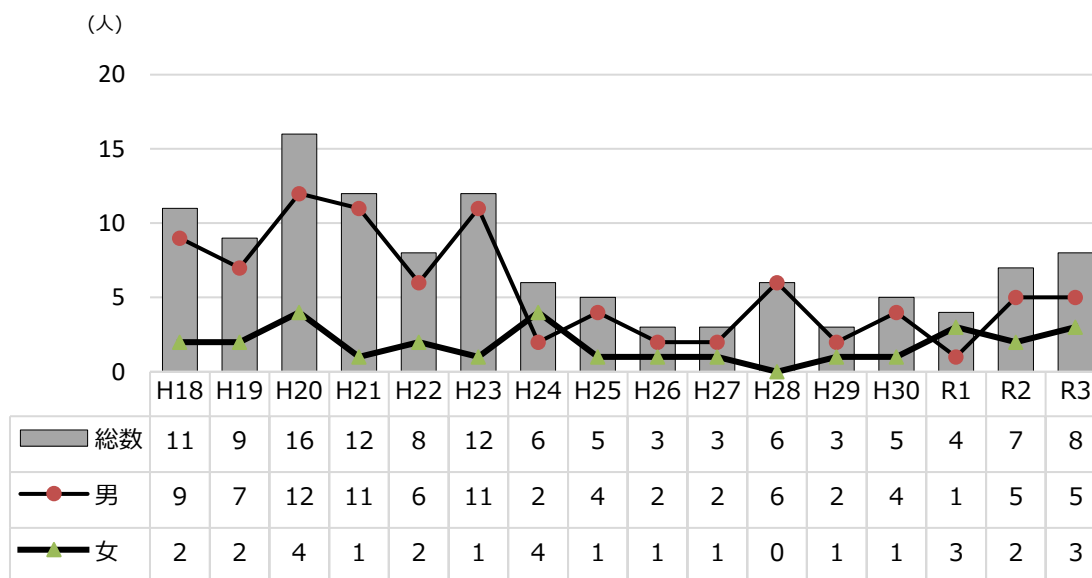


資料:「自殺実態プロファイル2022」より健康こども課作成

(3) 自殺死亡者数の推移

自殺死亡者数は、平成24年以降は6人以下となっていました、令和2年より増加傾向にあります。また男性が女性より多い傾向にあります。(図3)

図3 自殺者数の推移



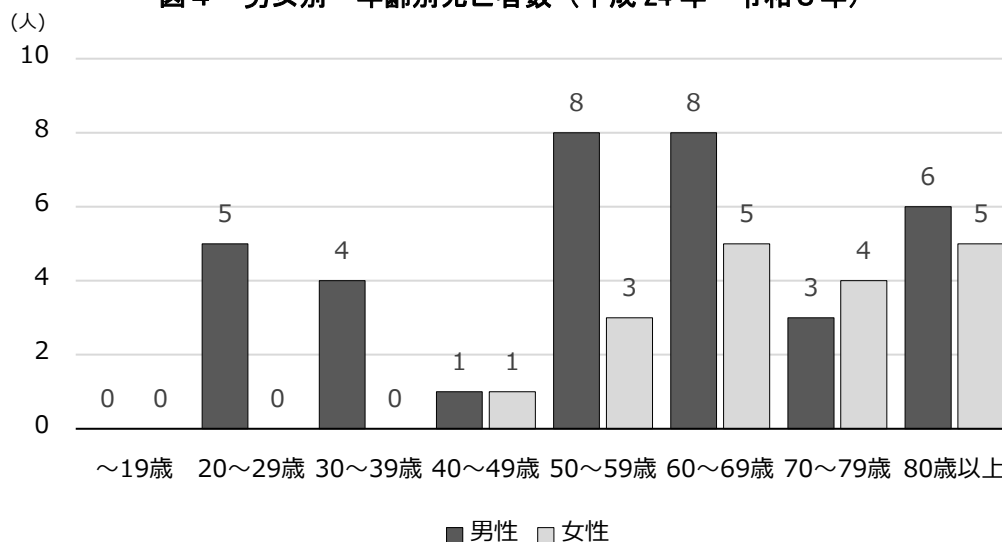
資料:厚生労働省「人口動態統計」より健康こども課作成

(4) 男女別・年齢別自殺者数

男性は50歳代、60歳代が最も多く、次いで80歳以上となっています。

女性は60歳以上が多く、次いで50歳代となっています。(図4)

図4 男女別・年齢別死亡者数(平成24年～令和3年)

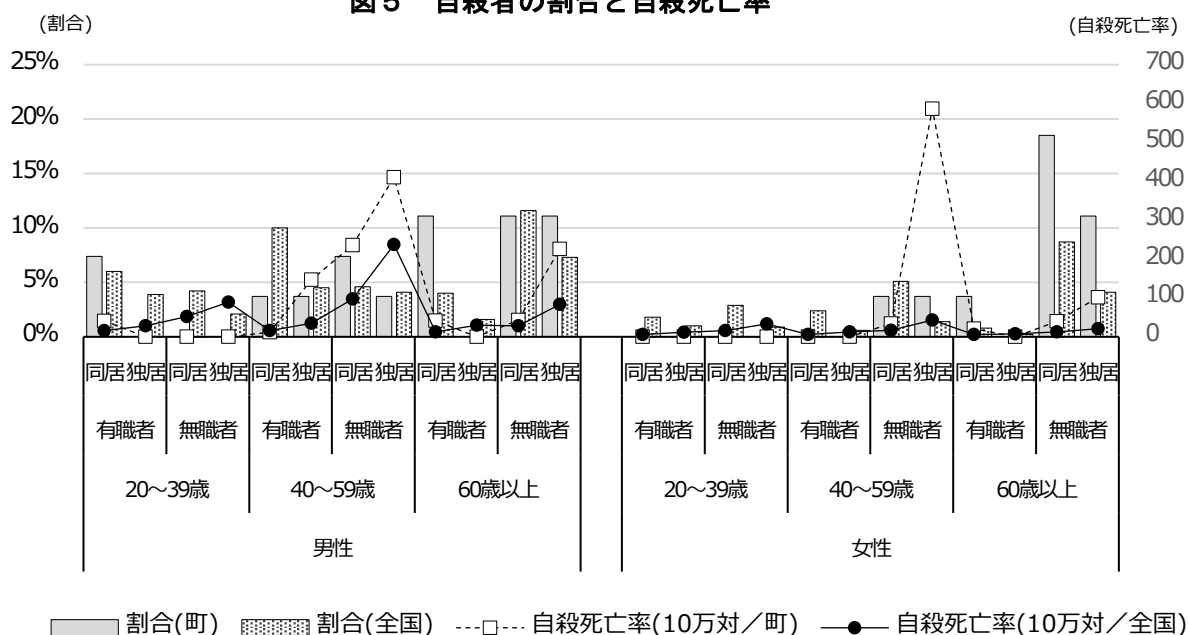


資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康こども課作成

(5) リスクが高い対象群

南部町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺死亡率を全国と比較すると、自殺死亡率が全国と比べて高いのは、男性では「40～59歳・無職者・独居」、次いで「40～59歳・無職者・同居」、女性では「40～59歳・無職者・独居」、「60歳以上・無職者・独居」となっています。(図5)

図5 自殺者の割合と自殺死亡率



資料：自殺実態プロフィール2022特別集計(住居地・自殺日、平成29年～令和3年合計)

①主な特徴 表1

上位5区分	自殺者数 5年計	割合 (%)	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:女性 60歳以上 無職同居	5	18.5	39.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職独居	3	11.1	225.8	失業(退職)+死別・離職→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺
3位:女性 60歳以上 無職独居	3	11.1	101.5	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ 状態→自殺
4位:男性 60歳以上 無職同居	3	11.1	43.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩 み(疲れ)+身体疾患→自殺
5位:男性 60歳以上 有職同居	3	11.1	41.6	①【労働者】身体疾患+介護疲れ →アルコール依存→うつ状態→ 自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+ 介護疲れ→うつ状態→自殺

区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したもの。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもので、危機経路を典型的に例示しているもの。

資料:自殺実態プロフィール2022(特別集計(住居地・自殺日 平成29年～令和3年合計))

②60歳以上の自殺の内訳 表2

同居人の有無では、家族と同居している人の割合の方が高くなっており、家庭内での孤立も考えられます。また、一人暮らしの方においても、社会的孤立なども考えられます。

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合/%)		全国割合(%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	4	1	22.2	5.6	14.0	10.4
	70歳代	1	1	5.6	5.6	15.0	8.0
	80歳以上	1	1	5.6	5.6	11.5	5.0
女性	60歳代	2	1	11.1	5.6	8.7	2.8
	70歳代	2	1	11.1	5.6	9.1	4.3
	80歳以上	2	1	11.1	5.6	6.9	4.3
合計		18		100		100	

高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示しています。

資料:自殺実態プロフィール2022(特別集計(住居地・自殺日 平成29年～令和3年合計))

③有職者の自殺の内訳 表3

平成29年～令和3年の自殺者数は合計27人ですが、そのうち有職者の自殺者数は8人となっています。

職業	自殺者数（人）	割合（％）	全国割合（％）
自営業・家族従業者	2	25.0	17.5
被雇用者・勤め人	6	75.0	82.5
合計	8	100	100

資料：自殺実態プロファイル2022（特別集計（住居地・自殺日、平成29～令和3年合計）
（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

（6）自殺未遂歴の状況 表4

平成29年から令和3年の5年間の自殺者のうち、自殺未遂歴のあった者の割合は7.4％であり、全国の19.4％と比べて低い状況です。

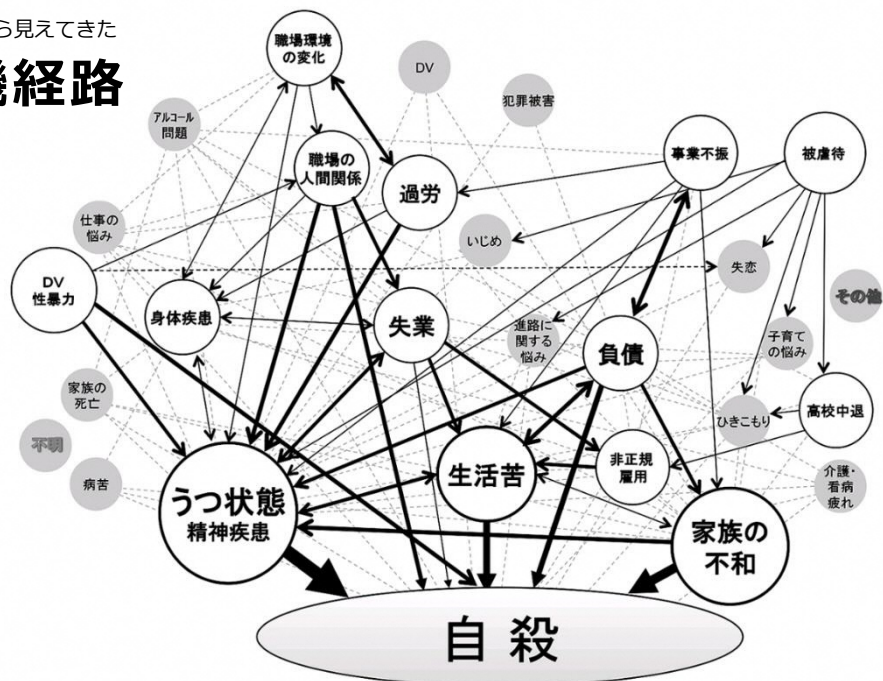
未遂歴	自殺者数（人）	割合（％）	全国割合（％）
あり	2	7.4	19.4
なし	13	48.1	62.3
不詳	12	44.4	18.3
合計	27	100	100

資料：自殺実態プロファイル2022（特別集計（住居地・自殺日、平成29～令和3年合計）

「自殺実態1000人調査」から見てきた

自殺の危機経路

自殺は、
平均すると
4つの要因が
複合的に連鎖して
起きています。



「自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示しています。自殺対策において、自殺の直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。示された危機経路は一例です。

2 健康意識調査結果から

健康増進計画策定にあたり、住民の健康に関する意識や健康づくりの状況を把握するため、住民を対象とした下記のアンケートを実施して、その結果を計画内容に反映しました。

	南部町健康意識調査	児童生徒健康意識調査
調査対象者	20 歳以上の町民 2,000 人 (無作為抽出)	小学5年生 88 人 中学3年生 120 人 その保護者 205 人
調査方法	郵送による配布・回収	学校配布・学校回収
調査期間	令和4年11月14日～12月16日	令和5年7月12日～7月19日
有効回答数	799 人	小学5年生 80 人 中学3年生 118 人 その保護者 177 人
有効回答率	40.0%	小学5年生 90.9% 中学3年生 98.3% その保護者 86.3%

(1) 休養・こころの健康関連

①睡眠

令和5年度の「22時以降に就寝する小学生の割合」では、小学5年生は36.2%、「23時以降に就寝する中学生の割合」では、中学3年生は50.8%で半数を超えている現状です。(図6・図7)

成人では、令和4年度の「睡眠を十分にとれていない人の割合」では、平成28年度に比べ、低下しています。また、「睡眠確保のためにお酒を飲むことがある人の割合」も平成28年度より低下しています。(図8・9)

図6 22時以降に就寝する小学生の割合
(小学5年)

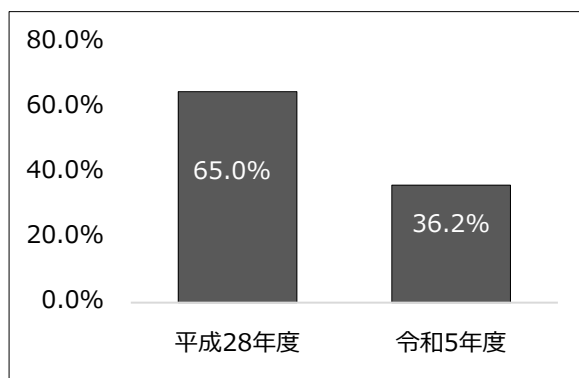
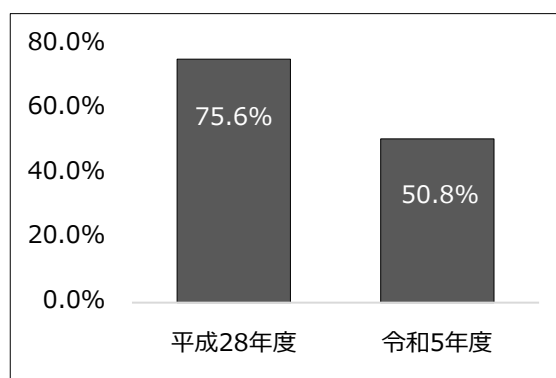


図7 23時以降に就寝する中学生の割合
(中学3年)



資料：健康こども課（令和5年度児童生徒健康意識調査）

図8 睡眠による休養を十分にとれていない人の割合

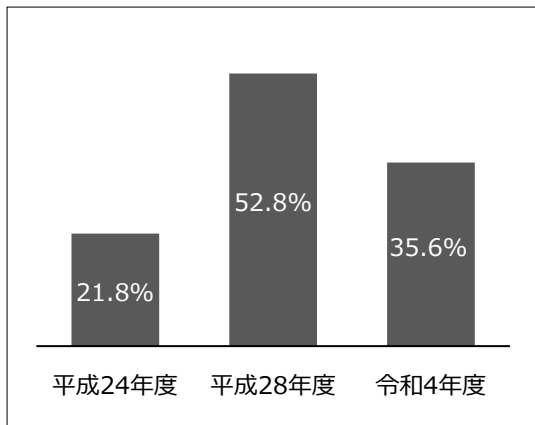
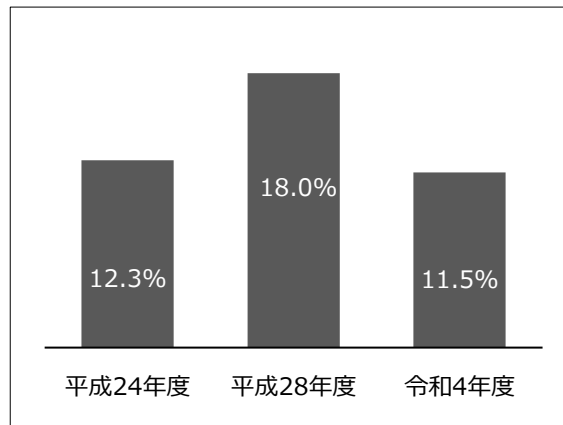


図9 睡眠確保のためにお酒を飲むことがある人の割合



資料：健康こども課（令和4年度健康意識調査）



疲れたときは、お酒を飲んでダラダラ起きてないで。

早く布団に入って体を休めましょう。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

②ストレス

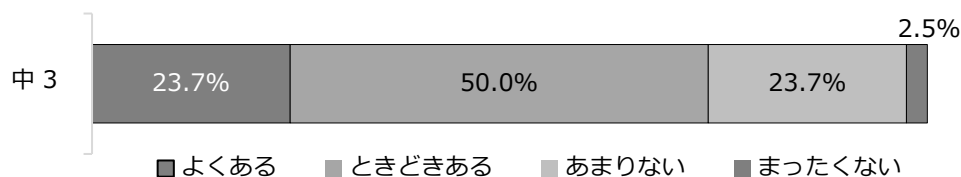
令和5年度の「ストレスを感じることがある人の割合」は、中学生では73.7%で65.5%の人はストレスを対処できています。(図10・図11)

成人では、半数以上の61.5%がストレスを感じており、年代別では、高齢期でストレスを感じる人の割合が高くなっており、年代が上がるごとに上昇する傾向にあります。(図12)

「ストレスを感じたり悩んだりした原因の割合」は、仕事が高く44.7%でした。次いで、自分の健康、職場の人間関係となっています。(図13)

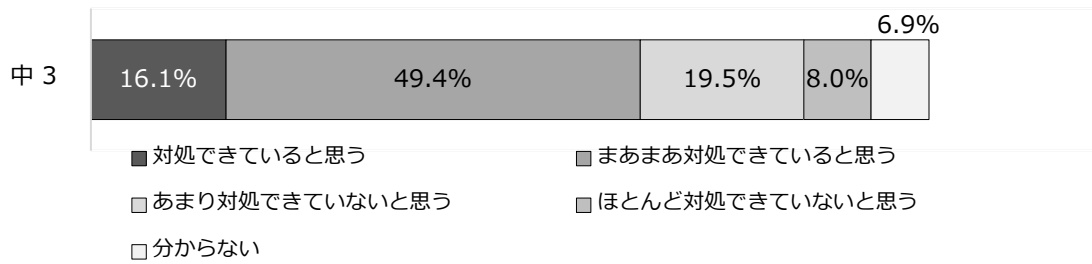
また、ストレス解消法として、「寝る」、「テレビ・ラジオ」、「家族や友人に話を聞いてもらう」が上位に挙げられています。(表5)

図10 ストレスを感じることがあるか（中3）



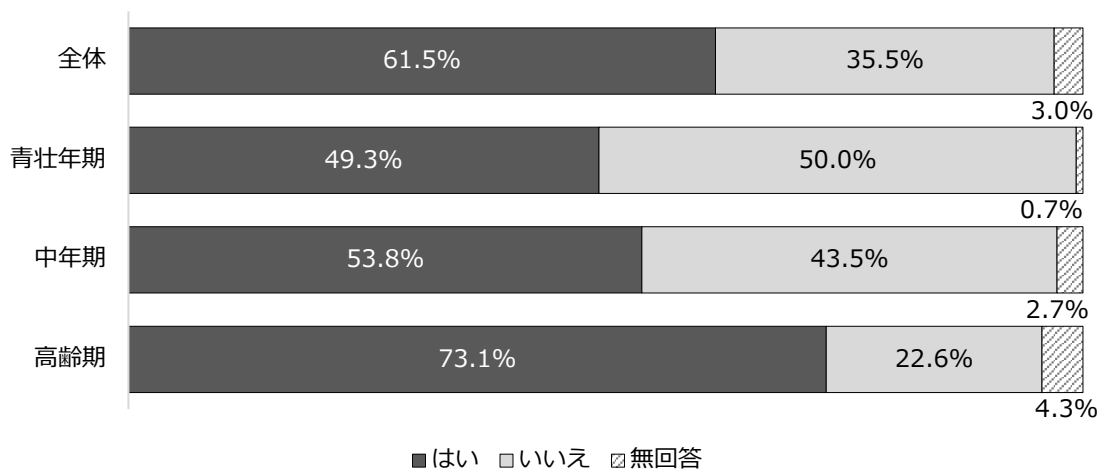
資料：健康こども課（令和5年度児童生徒健康意識調査）

図 11 ストレスにうまく対処できているか（中3）



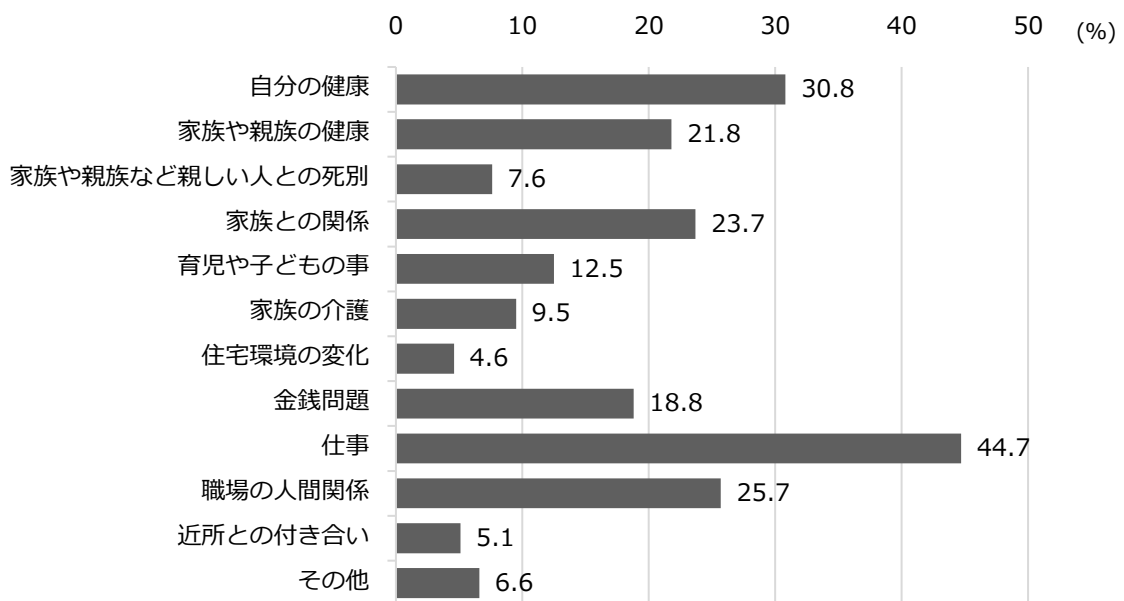
資料：健康こども課（令和5年度児童生徒健康意識調査）

図 12 ストレスを感じるものの有無



資料：健康こども課（令和4年度健康意識調査）

図 13 ストレスを感じたり悩んだりした原因の割合



資料：健康こども課（令和4年度健康意識調査）

表5 ストレスの解消法(ライフステージ別)

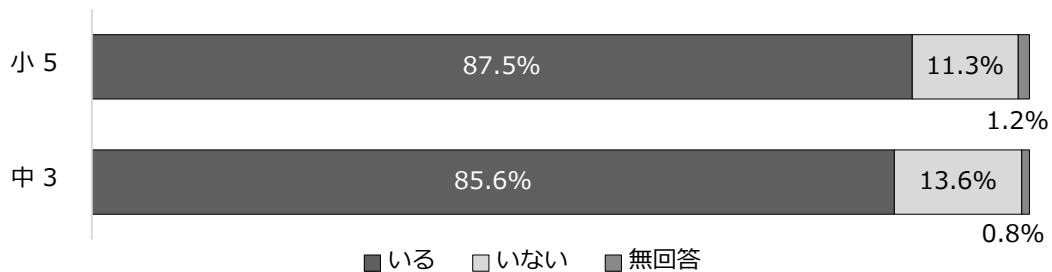
ライフ ステージ	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
青年期 (20～44 歳)	寝る 54.7%	家族や友人に 話を聞いても らう 43.2%	音楽を聴く 40.5%	買い物をする 36.5%	インターネット・SNS 36.5%
中年期 (45～64 歳)	寝る 34.9%	家族や友人に 話を聞いても らう 31.6%	のんびりする 時間をとる 30.6%	テレビ・ ラジオ 26.2%	買い物をする 25.9%
高齢期 (65～79 歳)	テレビ・ ラジオ 32.6%	家族や友人に 話を聞いても らう 29.1%	寝る 28.3%	のんびりする 時間をとる 28.0%	買い物をする 22.0%

資料：健康こども課（令和4年度健康意識調査）

③児童生徒のこころの健康

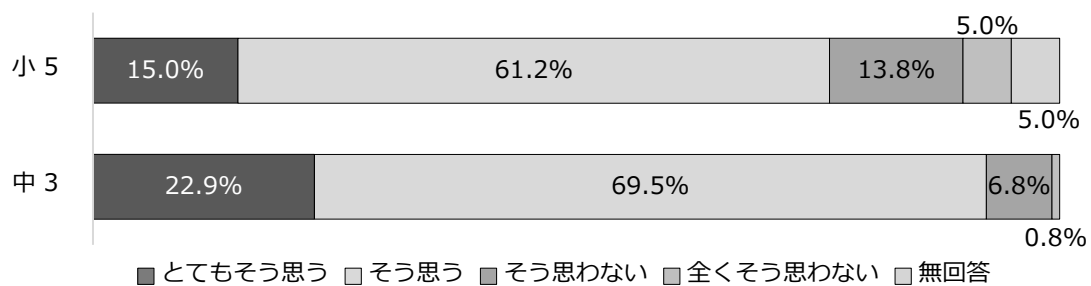
「困った時の相談相手がいる」と回答した割合は、小学5年生で87.5%、中学3年生では85.6%、「周囲から大切にされていると感じる」割合は、小学5年生で76.2%と少なく、中学3年生では92.4%という状況でした。（図14・図15）

図14 困った時の相談相手がいるか（小5・中3）



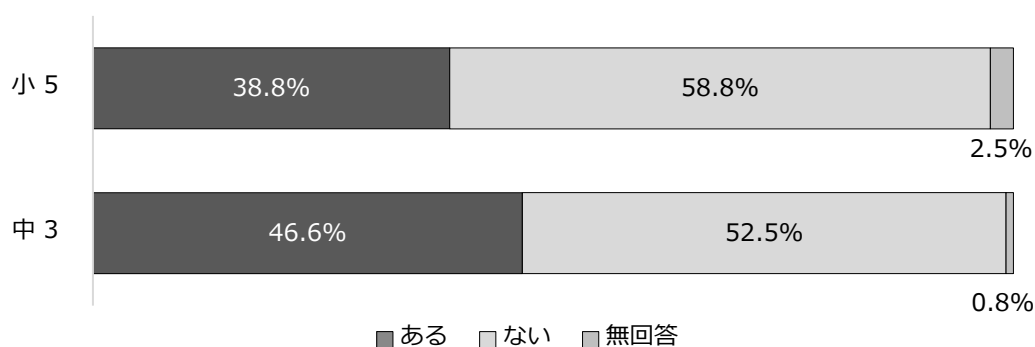
資料：健康こども課（令和5年度児童生徒健康意識調査）

図15 周囲から大切にされていると感じるか（小5・中3）



資料：健康こども課（令和5年度児童生徒健康意識調査）

図 16 心配な事や悩み事はあるか（小 5・中 3）



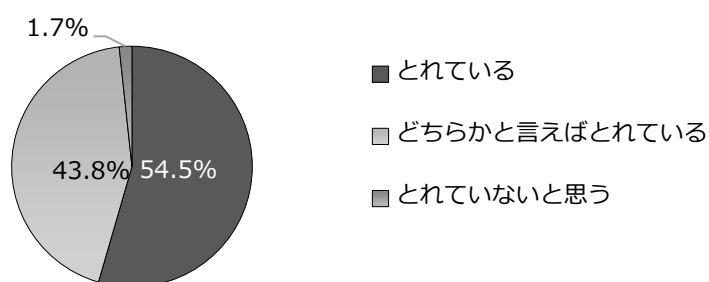
資料：健康こども課（令和 5 年度児童生徒健康意識調査）

表 6 心配な事や悩み事の内容（小 5・中 3）

	1 位	2 位	3 位	4 位		5 位
小 5	勉強・成績 51.6%	友達や 人間関係 48.4%	お金 45.2%	自分のからだ 38.7%	自分の性格	将来 35.5%
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	
中 3	勉強・成績 72.7%	将来 41.8%	友達や 人間関係 34.5%	自分の性格 23.6%	学校 16.4%	異性・恋愛

資料：健康こども課（令和 5 年度児童生徒健康意識調査）

図 17 お子さんとのコミュニケーション（小 5・中 3 保護者）



資料：健康こども課（令和 5 年度児童生徒健康意識調査）

④自殺予防

「町が自殺予防に取り組んでいることを知っている人の割合」は、平成 24 年度では 65.5%でしたが、令和 4 年度では 46.4%と平成 28 年度とほぼ変わらず、こころの健康づくりについて P R の強化を図る必要があります。（図 18）

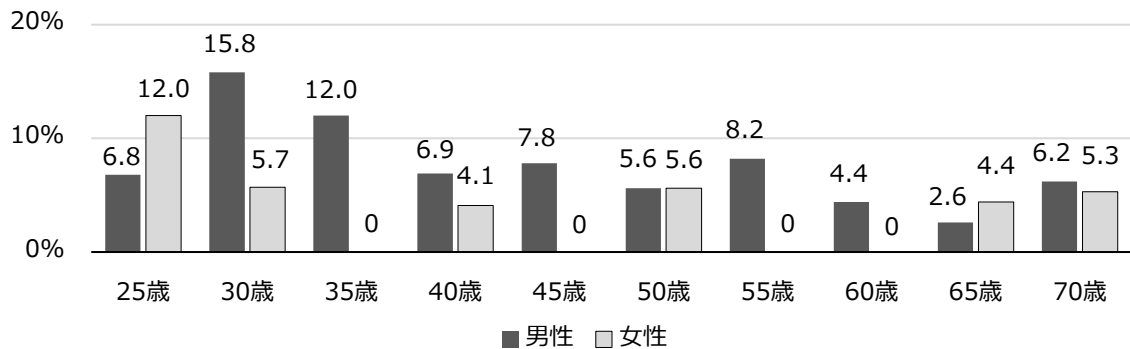
自殺を考えたことのある人の割合は、男性では 30 歳代が最も高く、60 歳までの年代全般に多くみられ、女性では 25 歳が最も高くなっています。（図 19）

図 18 町が自殺予防に取り組んでいることを知っている人の割合



資料：健康こども課（令和4年度健康意識調査）

図 19 自殺を考えたことのある人の割合



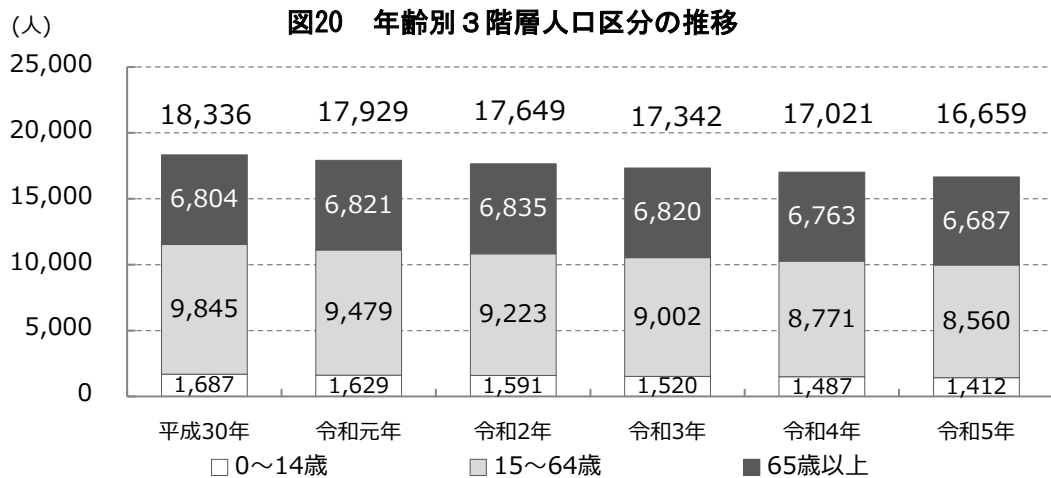
資料：健康こども課（令和4年度うつ病スクリーニング）

（2）高齢者関連

①総人口と高齢化率の推移

当町の総人口は、減少傾向が続いており、令和5年10月1日時点で16,659人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）、老年人口（65歳以上）ともに減少が続いています。（図20）

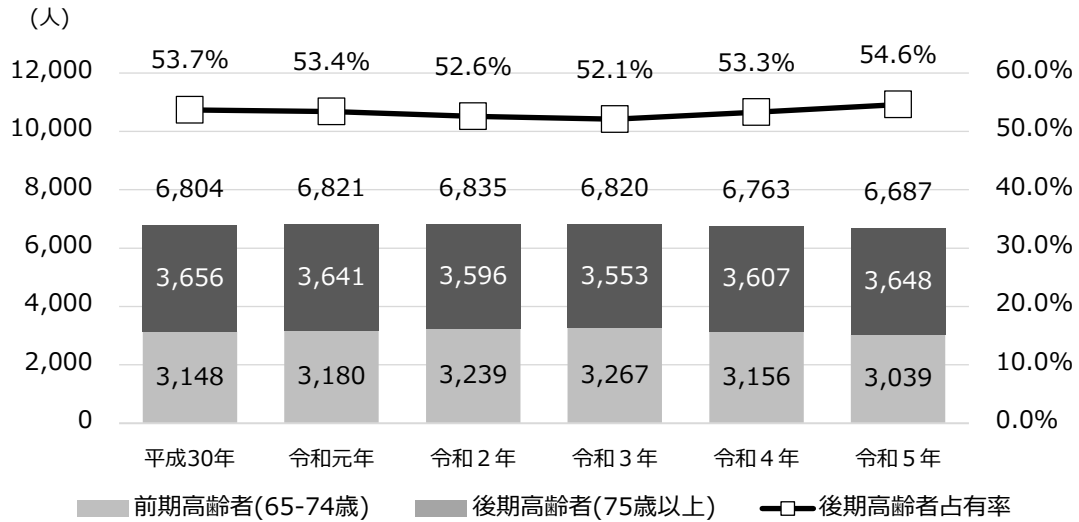


資料：福祉介護課（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

②高齢者人口の推移

前期高齢者は令和3年をピークに減少傾向にあり、後期高齢者は令和3年までは減少していましたが、令和4年より増加傾向にあります。そのため、後期高齢者数の高齢者人口に占める割合は令和4年より上昇しています。(図21)

図21 高齢者人口の推移

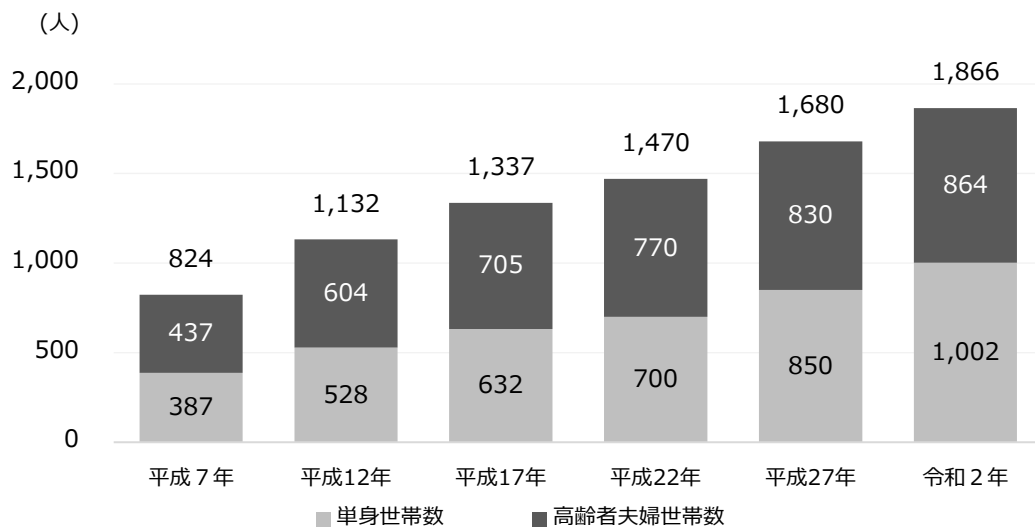


資料：福祉介護課（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

③世帯の状況

高齢者の単身世帯数は平成27年では高齢者夫婦世帯数を上回り、令和2年は1,000世帯を超え、高齢者の単身世帯が増加している状況がうかがえます。(図22)

図22 高齢者世帯数の推移



資料：福祉介護課（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

④高齢者を取り巻く状況やニーズ調査結果から見た現状

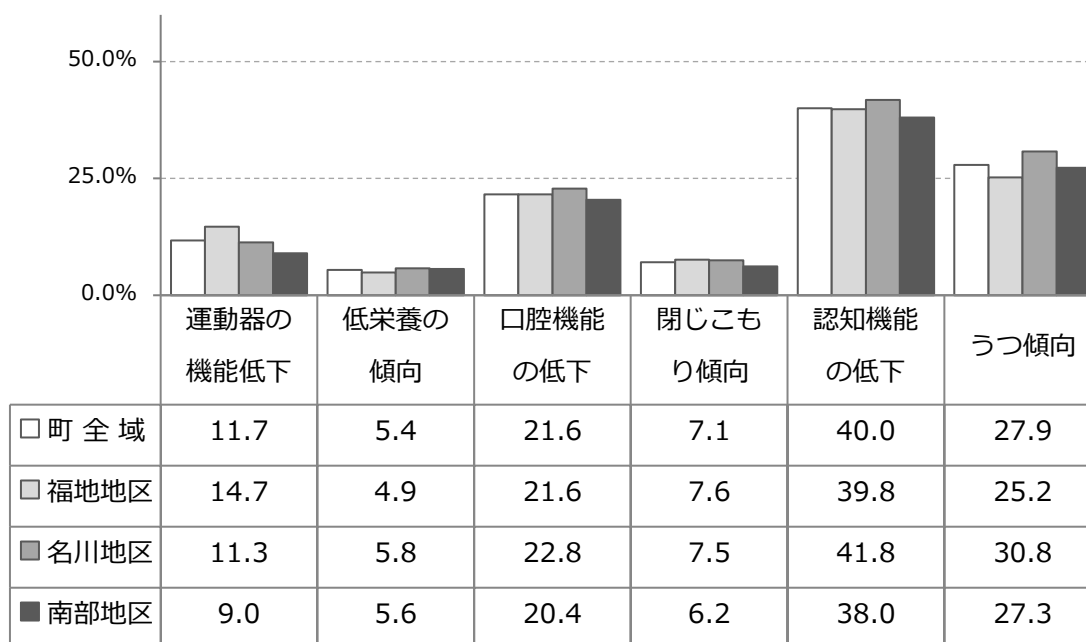
第9期南部町介護保険事業計画策定において、高齢者や介護者の生活実態及び介護保険事業を展開する事業者の実態等を把握し、地域における高齢者施策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）
調査対象者	・ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（総合事業対象者） ・ 要支援認定者（要支援1・2） ・ 一般高齢者（令和4年10月25日時点で65歳以上の人） 1,500人（無作為抽出及び前回の調査に協力した人）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年11月14日～12月5日
有効回答数	1,061人
有効回答率	70.7%

1) リスクに該当する高齢者の状況

高齢者における各リスク該当高齢者出現率をみると、町全域では認知機能の低下、うつ傾向、口腔機能の低下、運動器の機能低下、閉じこもり傾向、低栄養の傾向の順に高くなっています。（図23）

図23 リスクに該当する高齢者の出現率

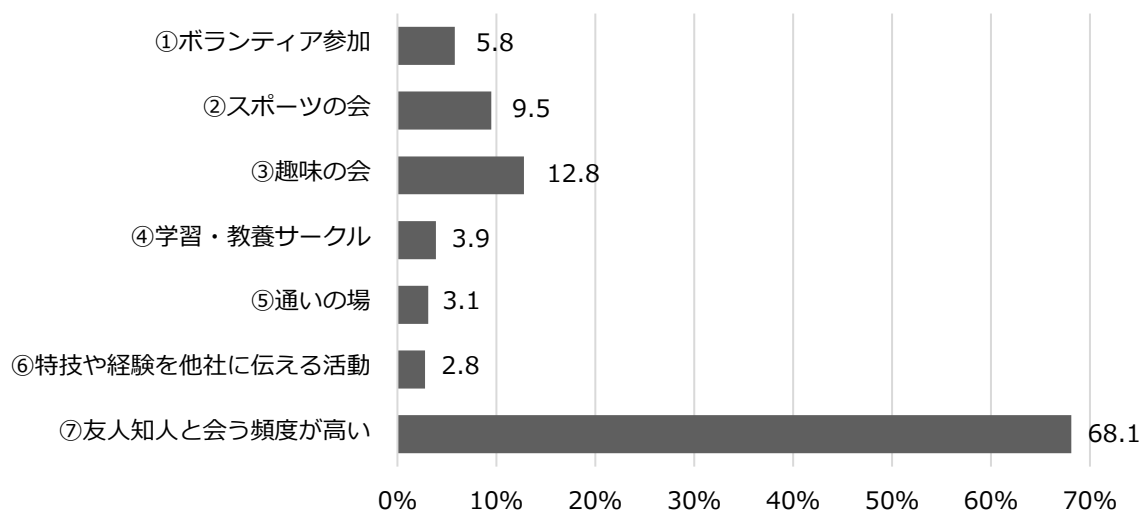


資料：福祉介護課（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

2) グループ活動などの状況

生きがい活動や地域活動などのグループ活動へ月1回以上参加している内容を見ると、「友人知人と会う頻度が高い」(68.1%)、「趣味の会」(12.8%)、「スポーツの会」(9.5%)、「ボランティア参加」(5.8%)の順となっています。(図24)

図24 グループ活動などへの参加頻度(月1回以上)



資料：福祉介護課（第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

(3) 生活困窮者関連

①生活保護

生活保護の受給状況では、高齢者の単身世帯が最も多く、健康問題や家族問題などで施設入所が必要となったが、年金だけでは間に合わず申請を希望するケースが増えてきています。(表7・表8)

表7 被保護世帯数・人員

(単位：世帯、人、パーミル)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	203	209	213	208	199
人数	267	272	272	261	252
保護率	15.33	15.95	16.32	15.70	15.41

資料：三戸地方福祉事務所

表 8 被保護世帯内訳（令和 5 年 1 月現在）

（単位：世帯）

区分	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他（母子等）の世帯	計
単身世帯	108	20	19	9	156
2人以上の世帯	15	5	3	21	44

資料：三戸地方福祉事務所

②要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

児童生徒に対し、学用品費・修学旅行費などを援助し、義務教育の円滑を図っています。

表 9 小学校分

年度	実績額(千円)	人数(人)
令和元年度	3,064	76
令和2年度	2,812	89
令和3年度	2,787	72

表10 中学校分

年度	実績額(千円)	人数(人)
令和元年度	4,834	85
令和2年度	3,269	69
令和3年度	4,518	68

資料：学務課

③生活困窮者自立相談支援事業（三戸地域自立相談窓口）

「くらし」と「しごと」南部町無料相談会を月1回、健康センターにて開催しています。就労や家計相談など、必要に応じて社会福祉協議会や専門機関と連携しています。（表 11）

表 11

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	23	29	22

資料：三戸地域自立相談窓口

④若者の就労自立の支援（はちのへ若者サポートステーション）

心の相談やキャリアカウンセリング、コミュニケーション・就労支援プログラム、ジョブトレーニングなど地域のネットワークを利用し、若者が自信をつけ自立していけるよう、支援しています。（表 12）

*対象者 15歳～49歳の方、その保護者・家族の方

表 12

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者実人員（人）	6	6	6

資料：はちのへ若者サポートステーション

(4) 勤務・経営関連

①地域の就業者の常住地・従業地

南部町内常住就業者の 44.3%が他市区町村で従業しており、南部町内従業者の 26.5%が他市区町村に常住しています。

地域によっては労働力状態不詳の割合が高く、実際の従業者数を反映していないことがあります。

表 13 就業者の常勤地・従業地の内訳

		従業地		
		自市区町村	他市区町村	不明・不詳
常住地	自市区町村	4,853 人	3,907 人	52 人
	他市区町村	1,746 人	—	—

資料：令和2年国勢調査

②地域の事業所規模別事業所／従業者割合

労働者数 50 人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センターなどによる支援が行われています。

自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

表14 規模別事業所数・従業者数の内訳

	総数	1～4 人	5～9 人	10～19 人	20～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人以上
事業所数	613	397	109	64	19	11	7	3
従業者数	4,044	904	750	854	452	402	401	371

資料：平成28年経済センサス基礎調査



大切な人が悩んでいると、つい「大丈夫、がんばって!」と、すぐに励ましたくなります。

元気づけたりアドバイスしたりする前に、まずは相手の話をじっくり聴きましょう。相手の気持ちや考えを理解し、一緒に対策を考えるような姿勢で接するとよいでしょう。必要に応じて専門機関とも連携しましょう。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

第3章

前計画の評価と課題

1 評価の目的

自殺対策基本法により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成 30 年度に「いのち支える南部町自殺対策計画」（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）を策定し、数値目標を令和 5 年までに自殺死亡率 26.7 以下、自殺者数 4 人以下としました。

単年度ごとに評価を行い、課題の整理や事業の強化を図ってきましたが、第 2 次計画策定にあたり、各種統計データ、事業実施状況をもとに最終評価を行いました。

2 町の自殺の現状

（1）自殺死亡率の推移

平成 20 年の自殺死亡率（人口 10 万対）は 77.4 をピークに低下傾向にありましたが、平成 30 年以降は国、県、八戸圏域を上回り、令和 2 年より上昇傾向にあります。

（図 1）

令和 4 年の自殺死亡率は 47.0（暫定値）の見込みです。

（2）自殺者数の推移

自殺者数は平成 24 年以降は 6 人以下となっていました。令和 2 年以降は増加しています。

男女別では男性が女性を上回っていますが、女性も増加傾向にあります。（図 3）

令和 5 年は現時点（令和 5 年 10 月末現在）での自殺者数は 2 人の見込みであり、前年の同時期と比べ、少ない状況となっています。

（3）男女別・年代別自殺死亡者数

男性は 20 歳代以降の各年代にみられ、50 代以降の壮年層、高齢者が多くなっています。

女性は 40 代からみられ、60 代以降の高齢者が多くなっています。（図 4）

3 総括的評価

評価判定区分を以下のAからFまでの6つの区分で評価を行いました。

	目標値との比較との達成度
評価判定区分	A すでに目標を達成(計画どおり)
	B 計画どおり実施していたが、目標値に達していない
	C 目標の達成は難しいが、ある程度の効果はある・検討中・状況把握困難
	D 目標の達成は困難で、効果があるとは言えない
	E 当初の計画にない内容・指標
	F 中止(実施できない)

施策ごとの評価判定結果

		A	B	C	D	E	F	計
基本 施策	①地域におけるネットワークの強化	5	0	1	0	0	0	6
	②自殺対策を支える人材の育成	1	2	0	0	0	0	3
	③町民への啓発と周知	6	0	0	0	0	0	6
	④生きることの促進要因への支援	9	0	0	0	0	0	9
	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	2	1	0	0	0	0	3
重点 施策	①子ども・若者への対策	7	1	0	0	0	1	9
	②働き盛り世代への対策	5	0	0	0	0	0	5
	③生活困窮者・無職者等への対策	5	0	0	0	0	0	5
	④高齢者への対策	8	0	1	0	0	0	9
合計		48	4	2	0	0	1	55
割合(%)		87.3	7.3	3.6	0	0	1.8	100

全体の達成度をみると、55項目中、**Aは48項目あり、全体の87.3%**となっています。
目標を達成できたAの項目は、基本施策の ③町民への啓発と周知、④生きることへの促進要因への支援、重点施策の ②働き盛り世代への対策、③生活困窮者・無職者等への対策となっています。

役場各課や関係機関における各種相談対応や、相談窓口リーフレットの配布などによる周知を行い、必要な情報提供を行ってきました。また、医師や保健師による健康相談や電話・メール相談の実施、各年代のうつ病スクリーニングなどを継続して実施してきており、目標値などを達成しています。

目標に達成しなかった**Bは4項目(7.3%)**、**Cは2項目(3.6%)**あり、基本施策の ①地域におけるネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育、重点施策の ①子ども・若者への対策、④高齢者への対策となっています。

中止により実施できなかったFは1項目（1.8%）あり、重点施策の①子ども・若者への対策となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、ゲートキーパー養成及び小中学生対象の教室（心の健康教室、赤ちゃん抱っこ体験）の開催数の減少及び中止により目標に達しませんでした。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、事業の見直しや強化を行い、事業を継続していきます。

専門機関とのネットワークの構築として、大野裕先生（一般社団法人認知行動療法研修開発センター理事長）、坂本真士先生（日本大学文理学部）、田中江里子先生（日本大学文理学部人文科学研究所）と月1回、電話による打ち合わせを行い、町の現状のほか今後の対策について協議しています。

青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 大山博史先生並びに坂下智恵先生のご指導、ご協力のもと、うつ病スクリーニングを実施しており、平成28年3月29日には当町と青森県立保健大学と共同事業連携協定を締結し、継続して事業を行っています。

【基本施策】地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取組

①地域におけるネットワークの強化

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
南部町いのち支える自殺対策推進本部 【全庁・事務局：健康こども課】	平成 30 年度設置	年 1 回以上	年 1 回	実施なし ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	年 1 回	年 1 回	年 1 回	A
南部町健康福祉推進協議会 ※令和 2 年度から「健康づくり推進協議会」 【健康こども課】	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 3 回 予定	A
行政員会議等における普及啓発 【総務課・健康こども課】	—	令和 5 年度までに 1 回	実施なし	実施なし ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	実施なし ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	実施なし	パンフレット配布 予定	C
要保護児童対策地域協議会 【学務課・健康こども課】	年 1 回	年 1 回以上	代表者 会議 1 回 実務者 会議 3 回	代表者 会議 1 回 実務者 会議 3 回	代表者 会議 1 回 実務者 会議 3 回	代表者 会議 1 回 実務者 会議 3 回	代表者 会議 1 回 実務者 会議 3 回	A
幼、保、小、中連携による情報共有 【学務課・健康こども課】	年 1 回	年 1 回以上	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
生活困窮者自立相談支援事業・支援調整会議 【三戸地域自立相談窓口・福祉介護課・社会福祉協議会】	月 1 回	月 1 回以上	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	随時	A
総 評	・町長をトップとした全所属課長で構成される自殺対策推進本部は年 1 回開催され、全庁を挙げての横断的な自殺対策の取り組み体制となっています。 ・各会議は定期的には開催され、関係機関との連携や相談体制、情報共有がなされ、支援体制の構築が図られています。 ・行政員に対するゲートキーパー養成研修会の開催も検討していましたが、会議の中止等により実施できませんでした。 【今後の課題】 ・行政員会議等における普及啓発においては、担当課と協議の上、ゲートキーパー養成研修会の開催について検討し、地域での見守り体制の強化や知識の普及に努めていきます。							

②自殺対策を支える人材の育成

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
職員を対象としたゲートキーパー養成研修会 【健康こども課・総務課】	2 回 (H28、H30 42 人)	全職員の 80%以上が受講	実施なし	実施なし	1 回 27 人 ※累計で職員の 36.7%	1 回 26 人 ※累計で職員の 41.5%	実施なし	B
町民を対象としたゲートキーパー養成研修会 【健康こども課】	—	令和 5 年度までに 1 回	実施なし	年 1 回 (一般町民 69 人)	実施なし ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	実施なし	実施なし	A
関係団体を対象としたゲートキーパー養成研修会 【健康こども課・福祉介護課・総務課】	各団体 1 回以上開催	各団体 1 回開催	年 1 回 (保健推進員 130 人)	実施なし	実施なし	年 1 回 (介護支援専門員、病院職員等)	年 1 回 (保健推進員 60 人)	B
総 評	・ゲートキーパー養成研修会は職員、町民、各団体を対象に年 1 回から 2 回開催しています。 ・職員を対象としたゲートキーパー養成研修会は開催時期等の影響で参加率が低く、目標の全職員の 80%以上の受講が達成できませんでした。 【今後の課題】 ・ゲートキーパー養成については、自殺の現状に合わせ、対象や内容を検討しながら引き続き実施していきます。							

	・職員対象のゲートキーパー養成研修会については、各課の課長が参加する「自殺対策推進本部会議」の際に理解を得ながら開催してきました。開催時期によって業務に支障をきたし参加しにくい状況もあったことから、今後は開催時期や研修対象を主に採用から5年以内の職員または管理職に絞る等、検討する必要があります。
--	---

③町民への啓発と周知

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
パンフレットの作成と配布 【健康こども課・住民生活課】	実施	死亡届出時に配布	作成し配布	配布	配布	配布	配布	A
広報媒体を活用した啓発活動 【健康こども課・総務課】	年1回	年1回以上	3月号広報に掲載。	3月号広報に掲載	3月チラシ毎戸配布	広報・ホームページに掲載チラシを商工会に設置町内回覧	8月号広報に掲載	A
各種健診等での心の健康に関する相談窓口一覧の配布 【健康こども課】	実施	継続	実施	実施	実施	実施	実施	A
地区健康教室等での啓発活動の実施 【健康こども課】	実施	継続	実施	実施	年1回 一般町民 40人	年1回 一般町民 49人	年1回 一般町民	A
図書館での「心の健康図書コーナー」の開設 【社会教育課・健康こども課】	—	年1回以上	実施なし	関係図書を購入し開設	開設 R4.3～4月	開設 R5.3～4月	実施予定	A
鍋条例推進事業 【企画財政課】	実施	実施	「あおり鍋自慢」を開催。毎月22日を鍋の日とし町の防災無線でPR	毎月22日を鍋の日とし、町の防災無線でPR。	「あおり鍋自慢」開催。毎月22日の鍋の日を町の防災無線でPR	「あおり鍋自慢」開催。毎月22日の鍋の日を町の防災無線でPR	「あおり鍋自慢」開催予定。毎月22日の鍋の日を町の防災無線でPR	A
総 評	・死亡届出時や各種健診・健康相談等において相談窓口のリーフレットを配布しています。また、年1回、町の広報に心の健康づくりに関する情報の掲載を行っています。図書コーナーの開設も毎年実施しています。 【今後の課題】 ・おおむね実施できていることから、関係機関と連携し、引き続き実施していきます。							

④生きることの促進要因への支援

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
生活における困りごと相談の充実 【全庁】	実施	実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A
心の電話・メール相談 子育てメール相談 【健康こども課】	随時	継続	心の電話相談 28 件 メール相談 93 件 子育てメール相談 54 件	心の電話相談 67 件 メール相談 30 件 子育てメール相談 11 件	心の電話相談 121 件 メール相談 1 件 子育てメール相談 3 件	心の電話相談 57 件 メール相談 7 件 子育てメール相談 2 件	実施	A
心の健康診断（うつ病スクリーニング） 【健康こども課】	年 1 回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続	実施人数 1,622 人、 回答者数 723 人 （回答率:44.6%）	実施人数 1,451 人、 回答者数 907 人 （回答率:62.5%）	実施人数 1,435 人、 回答者数 802 人 （回答率:55.9%）	実施人数 1,572 人、 回答者数 908 人 （回答率:57.8%）	実施人数 1,555 人	A
妊産婦へのうつ病等スクリーニング 【健康こども課】	実施	継続	実施者 66 人 うち要フォロー者 4 人	実施者 71 人 うち要フォロー者 2 人	実施者 124 人 うち要フォロー者 1 人	実施者 125 人 うち要フォロー者 3 人	実施	A
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング 【福祉介護課】	随時	継続	実施者 1,255 人 うち陽性者 9 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,338 人実施、うち陽性者 5 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,173 人実施、うち陽性者 4 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,195 人実施、うち陽性者 2 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,400 人実施予定	A
無料法律相談 【健康こども課・社会福祉協議会（委託）】	定例：年 4 回 個別：随時	継続	定例 4 回 個別 3 回	定例 3 回 個別 0 回	定例 4 回 個別 0 回	定例 4 回 個別 0 回	定例 4 回 個別:随時	A
南部町精神障害者家族会「まべちの会」運営支援 【健康こども課】	事務局として支援を実施	継続	実施	実施	実施	実施	実施	A
遺された人への支援 【青森県立精神保健福祉センター・健康こども課】	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	町広報誌に掲載	A
二次医療圏との連携 【三戸地方保健所・健康こども課】	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回 予定	A
総 評	・当初の計画どおり実施できています。 ・心の健康診断（うつ病スクリーニング）は、自殺者の実態をとおした必要性から女性を対象者を増やし実施しており、必要に応じて受診勧奨や心の健康相談につなげる等、個別支援を行っています。							

	・南部町精神障害者家族会「まべちの会」は、定例会や公開講座等の自主的な活動の運営支援を実施しています。 【今後の課題】 ・おおむね実施できていることから、関係機関と連携し、引き続き実施していきます。
--	--

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
心の健康教室 【社会福祉協議会・健康こども課】	希望した 小学校	小学校 6 校 以上 (小学校 8 校)	5 回実施 (4 校)	2 回実施 (2 校) 名久井小、 向小	2 回実施 (2 校) 名川南小、 向小	1 回実施 (1 校) 向小	実施予定	B
思春期赤ちゃん ふれあい体験学 習 【健康こども課】	全中学校	継続	3 中学校で 124 人に実 施。	3 中学校で 119 人に実 施	3 中学校で 86 人に実 施	4 中学校 (全中) で 111 人に実 施	3 中学校 (全中) で 実施予定	A
学校への専門家 の派遣 【学務課】	全校	継続	全小中学校 に派遣	全小中学校 に派遣	全小中学校 に派遣	全小中学校 に派遣	全小中学校 に派遣	A
総 評	・小学生を対象とした心の健康教室は、新型コロナウイルス対策により中止やオンラインによる開催等を行いました。回数は減少し目標に達していません。 ・思春期ふれあい体験学習は、杉沢中学校は全学年を対象に 3 年に 1 回実施しているため、目標は達成しています。 【今後の課題】 ・心の健康教室については小学校での実施の必要性を理解していただき、引き続き実施できるよう、実施主体の社会福祉協議会や学校とも連携していきます。							

【重点施策】当町の重点的取組

①子ども・若者への対策

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
心の健康教室 【社会福祉協議会・健康こども課】	希望した 学校	小学校 6 校 以上 (小学校 8 校)	4 校実施 (5 回)	2 校実施 (2 回) 名久井小、 向小	2 校実施 (2 回) 名川南小、 向小	1 校実施 (1 回) 向小	実施予定	B
赤ちゃんの抱っ こ体験 【健康こども課】	希望した 学校	継続	1 小学校で 30 人に 実施	実施なし 新型コロナ ウイルス感 染症拡大予 防対策の為	実施なし 新型コロナ ウイルス感 染症拡大予 防対策の為	実施なし 新型コロナ ウイルス感 染症拡大予 防対策の為	未定	F
思春期ふれあい 体験学習 【健康こども課】	全中学校	継続	3 中学校で 124 人に実 施	3 中学校 119 人に実 施	3 中学校 86 人に実 施	4 中学校 (全中) で 111 人に実 施	3 中学校 (全中) で 実施予定	A

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
人権擁護に関する知識の普及 【住民生活課】	全中学校 隔年 1 回	継続	年 2 校に実施	実施なし 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策の為	人権啓発 物品配布 R3.12 月	人権啓発 物品配布 R4.12 月	人権啓発 物品配布 予定	A
心の電話・メール相談 子育てメール相談 【健康こども課】	随時	継続	心の電話相談 28 件 メール相談 93 件 子育てメール相談 54 件	心の電話相談 67 件 メール相談 30 件 子育てメール相談 11 件	心の電話相談 121 件 メール相談 1 件 子育てメール相談 3 件	心の電話相談 57 件 メール相談 7 件 子育てメール相談 2 件	実施	A
心の健康相談 【健康こども課】	隔月	継続	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回 予定	A
心の健康診断（うつ病スクリーニング） 【健康こども課】	年 1 回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続	実施人数 1,622 人、 回答者数 723 人 (回答率 : 44.6%)	実施人数 1,451 人、 回答者数 907 人 (回答率 : 62.5%)	実施人数 1,435 人、 回答者数 802 人 (回答率 : 55.9%)	実施人数 1,572 人、 回答者数 908 人 (回答率 : 57.8%)	実施人数 1,555 人	A
生活状況に応じた対応策の推進 【福祉介護課・健康こども課・はちのへ若者サポートステーション・三戸地域自立相談窓口・社会福祉協議会】	随時実施	随時実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 6 回 偶数月 第 2 水曜日	随時実施	A
二十歳の祝典のイベント時の啓発活動 【健康こども課・社会教育課】	年 1 回	継続	年 1 回	年 1 回	実施なし 新型コロナウイルス対策のため中止	年 1 回	実施予定	A
総 評	・小学生の赤ちゃん抱っこ体験は、新型コロナウイルス対策により小学校からの依頼がなく、開催数が減少しています。 ・人権擁護に関する講演会、映画上映は新型コロナウイルス対策のため中止となりましたが、啓発物品等の配布を実施しています。 【今後の課題】 ・小学生からの心を育む取り組みについて、関係機関と情報交換を行いながら、引き続き事業を継続し、依頼があった際には健康教育を行います。							

②働き盛り世代への対策

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
心の健康診断 (うつ病スクリーニング) 【健康こども課】	年 1 回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続	実施人数 1,622 人、 回答者数 723 人 (回答率： 44.6%)	実施人数 1,451 人、 回答者数 907 人 (回答率： 62.5%)	実施人数 1,435 人、 回答者数 802 人 (回答率： 55.9%)	実施人数 1,572 人、 回答者数 908 人 (回答率： 57.8%)	実施人数 1,555 人	A
特定健診の問診での心の調子の聞き取り 【健康こども課】	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	A
心の健康相談 【健康こども課】	隔月	継続	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回 予定	A
健康相談 【健康こども課】	随時	継続	健康センター20 回 町営市場 10 回	健康センター22 回 町営市場 5 回	健康センター23 回 町営市場 5 回	健康センター23 回 町営市場 5 回	実施	A
心の電話・メール相談 子育てメール相談 【健康こども課】	随時	継続	心の電話相談 28 件 メール相談 93 件 子育てメール相談 54 件	心の電話相談 67 件 メール相談 30 件 子育てメール相談 11 件	心の電話相談 121 件 メール相談 1 件 子育てメール相談 3 件	心の電話相談 57 件 メール相談 7 件 子育てメール相談 2 件	実施	A
総 評	・当初の計画どおり実施できています。 【今後の課題】 ・おおむね実施できていますが、現状として 20 代から 60 代の自殺も多いことから、関係機関と連携をとりながら引き続き実施していきます。							

③生活困窮者・無職者等への対策

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
包括的な相談支援体制の充実 【全庁】	随時	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A
雇用対策の促進 【商工観光課】	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	ハローワークが発行する求人情報等を窓口配置	A

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
生活困窮者自立相談支援 【福祉介護課・健康こども課・三戸地域自立相談窓口・社会福祉協議会】	出張相談: 月 1 回 来庁相談: 随時	継続	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	随時実施	A
生活保護に関する相談 【福祉介護課・三戸地方福祉事務所】	随時	継続	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A
無料法律相談 【福祉介護課】	定例:4 回 個別:随時	継続	定例:4 回 随時:3 回	定例:3 回 随時:0 回	定例:4 回 随時:0 回	定例:4 回 随時:0 回	定例:4 回 予定	A
総 評	・当初の計画どおり実施できています。 【今後の課題】 ・おおむね実施できていることから、関係機関と連携し、引き続き実施していきます。							

④高齢者への対策

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
地域での気づきと見守り体制の構築 【健康こども課】	—	—	年 1 回 (保健推進員 130 人)	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	C
介護問題を抱える家族の支援体制の構築 【福祉介護課】	随時	随時	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A
ケアマネジャー、町内医療機関、介護施設職員等を対象としたゲートキーパー養成研修会の開催 【健康こども課】	—	令和 5 年度 まで 1 回	実施なし	実施なし	実施なし	1 回 23 人	実施なし	A

項目	現状値 H30 年度	目標値等 R5 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	評価
閉じこもり対策の推進(高齢者の通いの場の普及促進) 【福祉介護課】	町内 10 地区	開催地区 増加	①地区介護予防教室 8 地区 143 回 参加人数 1,435 人 ②ご近所ふれあいサロン実施団体 4 団体 64 回参加人数 695 人	ご近所ふれあいサロン助成事業実施団体 5 団体 91 回 参加人数 887 人	ご近所ふれあいサロン助成事業実施団体 5 団体 77 回 参加人数 567 人 通いの場 34 か所	ご近所ふれあいサロン助成事業実施団体 7 団体 138 回 参加人数 1,280 人 通いの場 54 か所	ご近所ふれあいサロン助成事業実施団体 6 団体 119 回予定	A
地域ケア会議 【福祉介護課・医療センター・町内医療機関・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所等】	週 1 回 全体会：月 1 回	継続	地域ケア会議 10 回 ケース検討会議 48 回	地域ケア会議 6 回 ケース検討会議 4 回	地域ケア会議 4 回 ケース検討会議 (個別事例検討)68 回	地域ケア会議 4 回 ケース検討会議 (個別事例検討)72 回	地域ケア会議 5 回 ケース検討会議 (個別事例検討)70 回	A
心の健康相談 【健康こども課】	隔月	継続	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回 予定	A
心の健康診断 (うつ病スクリーニング) 【健康こども課】	年 1 回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続	実施人数 1,622 人、 回答者数 723 人 (回 答 率 : 44.6%)	実施人数 1,451 人、 回答者数 907 人 (回 答 率 : 62.5%)	実施人数 1,435 人、 回答者数 802 人 (回 答 率 : 55.9%)	実施人数 1,572 人、 回答者数 908 人 (回 答 率 : 57.8%)	実施人数 1,555 人	A
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング 【福祉介護課】	随時	継続	実施人数 1,255 人 うち陽性者 9 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,338 人実施、うち陽性者 5 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,173 人実施、うち陽性者 4 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,195 人実施、うち陽性者 2 人	80 歳以上の高齢者を対象に 1,400 人実施予定	A
特定健診の問診での心の調子の聞き取り 【健康こども課】	通年実施	継続	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	A
総 評	・高齢者を取り巻く本人、家族への相談体制等は構築されており、必要に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行っています。 ・ケアマネジャー、町内医療機関、介護施設職員等を対象としたゲートキーパー養成研修会を開催しました。 ・閉じこもり対策の推進として実施していた地区介護予防教室は、令和元年度で廃止され、「ご近所ふれあいサロン助成事業（通いの場）」として令和 2 年度から実施しています。令和 3 年度の「通いの場」は、従来のもの（助成事業の活用の有無を問わない）も含み、町内 34 か所で実施、令和 4 年度は 54 か所で実施する等、増加し							

ています。（＊増加理由は実態把握ができたことや新型コロナウイルス感染対策により中止していたところが再開されたことも影響しています。）

【今後の課題】

・男女ともに高齢者の自殺が多い現状より、引き続き、高齢者を取り巻く関係者へのゲートキーパー養成研修会の開催や、町内の「通いの場」への支援として、地域包括支援センターと連携を取りながら、高齢者の一体的実施事業の充実も含め、事業を継続していきます。



「笑う門には福来たる」といいます。
ニコニコしていると、周りの人も和みますし、自分の気持ちも安らぎます。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない南部町を目指して

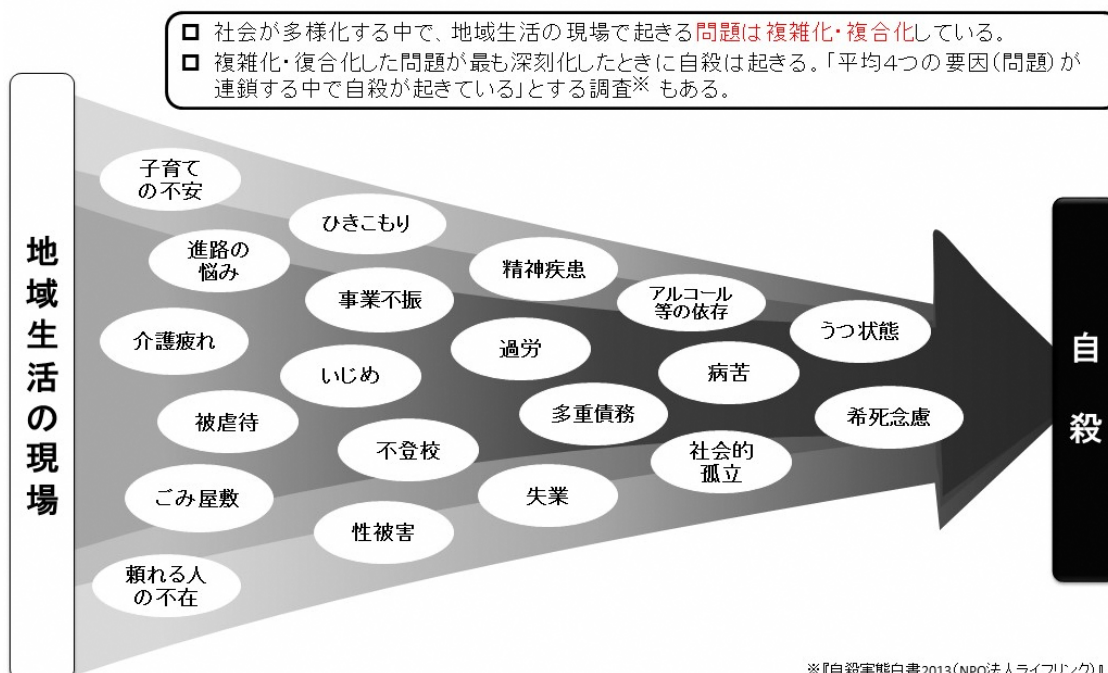
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、うつ病などの精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」によって、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していきます。

【 自殺の危機要因イメージ図 】

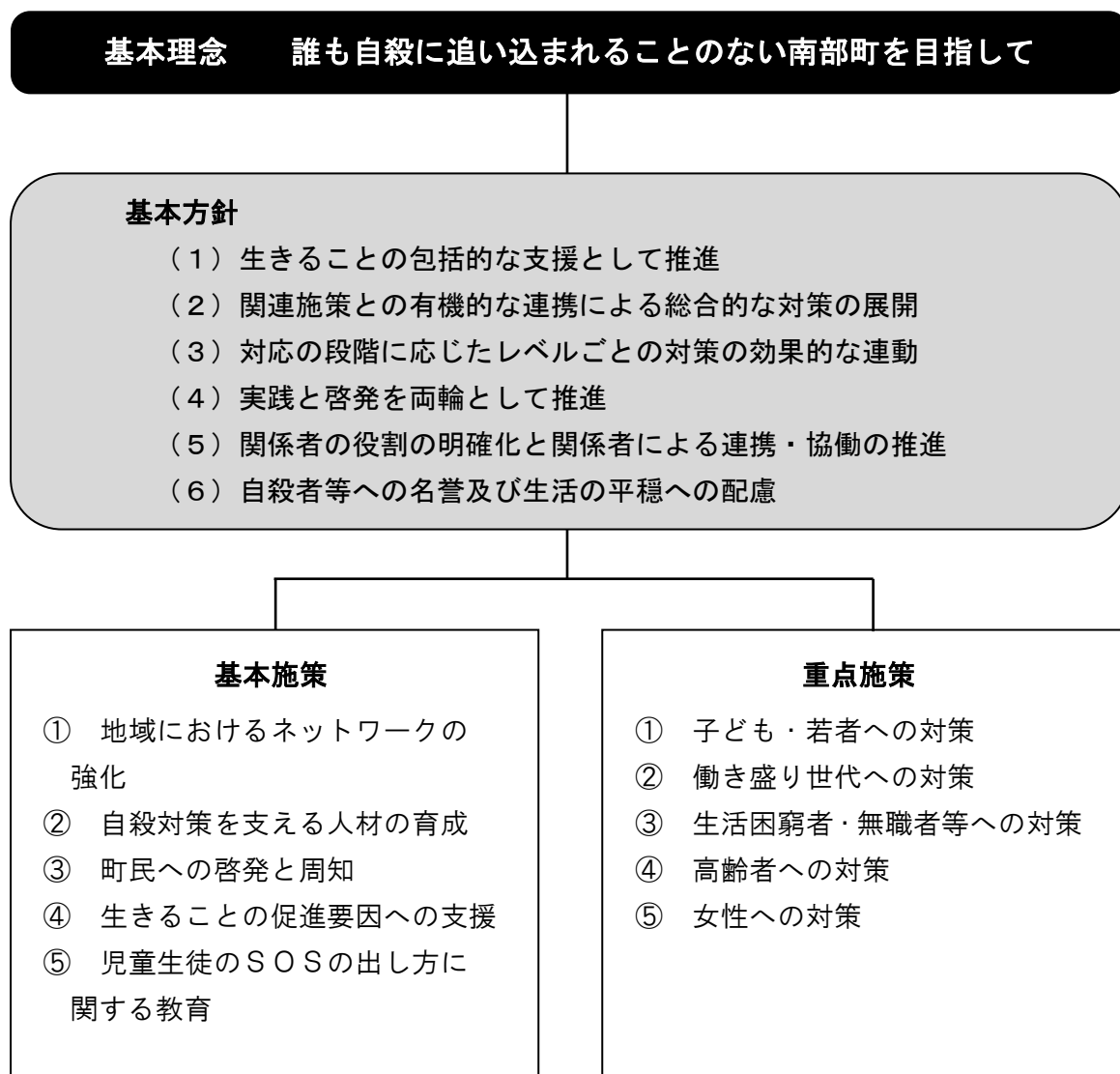


2 基本方針

基本理念の実現を目指し、次の5つの基本方針のもとに総合的な対策に取り組めます。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

【 施策の体系図 】



第5章

自殺対策の具体的取組

第1節 基本施策

国の自殺対策大綱の考え方に沿って、町では、自殺対策を進めるうえで欠かすことのできない基盤的取組を推進していきます。

基本施策① 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

取組・事業名	内容	担当部署
「南部町いのち支える自殺対策推進本部」の設置	役場内において町長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	健康こども課 全庁
健康づくり推進協議会	保健、医療、教育、住民団体など関係機関や団体で構成される協議会であり、自殺対策に係る計画の協議や事業について協議します。	健康こども課
各種研修会などにおける普及啓発	当町の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	健康こども課 福祉介護課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童などの早期発見や適切な保護、支援を図ることを目的に関係機関が連携し、対策について協議します。	健康こども課 学務課
幼、保、小、中連携による情報共有	幼稚園、保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況なども含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援する体制を整えます。	学務課 健康こども課
生活困窮者自立相談支援事業・支援調整会議	相談者の支援経過などについて関係機関が集まり、情報共有を行いながら現状の確認や支援方法について協議します。	三戸地域自立相談窓口 福祉介護課 社会福祉協議会

<評価指標>

項目	現状値	令和11年度目標値など
「南部町のち支える自殺対策推進本部」会議	年1回	年1回
健康づくり推進協議会	年2回	年2回
要保護児童対策地域協議会	代表者会議：年1回 実務者会議：年3回	継続
幼、保、小、中連携による情報提供	随時実施	随時実施
生活困窮者自立相談支援事業・支援調整会議	随時実施	随時実施

基本施策② 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

取組・事業名	内容	担当部署
町職員を対象としたゲートキーパー養成研修会	庁内の窓口業務や相談、徴収業務などの際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、管理職を含め、職員を対象とした研修会を開催します。	健康こども課 総務課
町民を対象としたゲートキーパー養成研修会	住民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、町民向けの研修会を開催して地区レベルでの人材確保を図ります。	健康こども課
関係団体を対象としたゲートキーパー養成研修会	地域住民に身近な存在である民生児童委員をはじめ、保健推進員、食生活改善推進員、介護支援専門員、病院職員、介護職員などを対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	健康こども課 福祉介護課

<評価指標>

項目	現状値	令和11年度目標値など
町職員を対象としたゲートキーパー養成研修会	町職員受講率 41.5%	町職員の60%以上が受講
一般町民を対象としたゲートキーパー養成研修会	令和2年度実施	令和11年度までに2回
関係団体を対象としたゲートキーパー養成研修会	各団体 1回以上開催	各団体1回

基本施策③ 町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校などにおいて、心の健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、自殺や精神疾患に対する正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

取組・事業名	内容	担当部署
パンフレットの配布	窓口における死亡届出時に、心の相談窓口を載せたパンフレットを配布し、遺族の心の健康づくりの啓発を行います。	健康こども課 住民生活課
広報媒体を活用した啓発活動	町の広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）を踏まえて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	健康こども課 総務課
各種健診などでの心の健康に関する相談窓口一覧の配布	母子・成人の各種健診や健康づくり事業において、相談窓口の一覧を配布し、周知を図ります。	健康こども課
地区健康教室などでの啓発活動の実施	町民対象の教室などにおいて、うつ病など精神疾患の正しい知識や心の健康づくりについて学ぶ機会を増やします。	健康こども課
図書室での「心の健康図書コーナー」の開設	児童生徒や一般住民が利用する名川中学校1階図書室において、自殺対策強化月間などの期間中に、心の健康に関連する図書コーナーを開設して、心の健康に関する町民の理解促進を図ります。	社会教育課 健康こども課

＜評価指標＞

項目	現状値	令和11年度目標値など
パンフレットの配布	死亡届出時に配布	継続
広報媒体を活用した啓発活動	年1回	継続
各種健診などでの心の健康に関する相談窓口一覧の配布	母子・成人の健診、健康づくり事業などで配布	継続
地区健康教室などでの啓発活動の実施	年1回	継続
図書室での「こころの健康図書コーナー」の開設	年1回	継続
町が自殺予防に取り組んでいることを知っている人の割合	46.4%	70%

基本施策④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援、遺された人への支援やうつなどのスクリーニング事業を進めていきます。

取組・事業名	内容	担当部署
生活における困りごと相談の充実	それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まいなど）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施
心の電話・メール相談 子育てメール相談	心の電話相談及びメール相談、子育てメール相談により、相談内容に応じて専門機関につないだり、必要時は面接や訪問を行います。	健康こども課
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	自殺の要因として、うつ病あるいは抑うつ状態が大きく関わっているといわれていることから、問診票による一次スクリーニング、電話や面接による二次スクリーニングを行い、専門医による判定結果により、必要に応じて受診勧奨など個別対応を行います。	健康こども課

取組・事業名	内容	担当部署
妊産婦へのうつなどのスクリーニング	不安の強い妊婦や出産後間もない産婦については、産後うつなどの早期発見のため、電話や産後うつスクリーニング、個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。	健康こども課
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング	在宅介護支援センターの実態把握訪問時に基本チェックリストを使ったスクリーニングを行い、必要な方へは訪問などで継続的に支援します。	健康こども課
無料法律相談	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題、その他隣人トラブルなどについて、法律の専門家による生活相談を行います。定例相談日を利用できない場合に緊急的に利用できる相談として、随時相談を実施します。	健康こども課 (社会福祉協議会に委託)
南部町精神障害者家族会「まべちの会」運営支援	家族・当事者が抱える悩みの分かち合いや精神疾患と障がいの理解促進、地域住民への普及啓発などを目的とした活動であり、事務局として、活動の支援を行います。	健康こども課
遺された人への支援	自死により身近な人を亡くされた方を対象とした県主催の「自死遺族のつどい」について、広報に開催案内を掲載したり、チラシを各庁舎に掲示して周知します。	青森県立精神保健福祉センター 健康こども課
二次医療圏との連携	八戸地域精神科救急医療システム連絡調整委員会や三八地域自殺対策ネットワーク会議において地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者への支援について連携しながら検討していきます。	三戸地方保健所 健康こども課

<評価指標>

項目	現状値		令和11年度目標値など
心の電話、心・子育てメール相談	随時		継続
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	年1回		自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続
産婦へのうつなどのスクリーニング	全産婦		継続
産後1か月で産後うつのリスク（EPDS9点以上）を持つ人への支援	産婦	100%	100%
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング	随時		継続
無料法律相談	定例：年4回 個別：随時		継続

基本施策⑤ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるＳＯＳの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため当町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方教育）を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

取組・事業名	内容	担当部署
心の健康教室	福祉体験学習の一環として、臨床心理士による「心の健康教室」を行い、心の働きについてやストレス対処方法などを学びます。また、様々な困難やストレスに直面した際に、家族や周囲の人に相談することができるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	社会福祉協議会 健康こども課
思春期ふれあい体験学習	中学生に対し、妊婦体験や人形を使ったおむつ交換、赤ちゃんとのふれあいを通して、命の大切さや男女の思いやりなどを伝える機会にします。	健康こども課
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学務課

<評価指標>

項目	現状値		令和11年度目標値など
心の健康教室	希望した小学校		全校
困った時の相談相手がいる人の割合	小学5年	87.5%	90.0%
	中学3年	85.6%	90.0%
周囲から大切にされていると思う人の割合	小学5年	76.2%	90.0%
	中学3年	92.4%	現状維持
思春期ふれあい体験学習	全中学校		継続
学校への専門家の派遣	全校		継続

第2節 重点施策

国で示した当町の自殺実態プロファイルにおいては、「高齢者」、「生活困窮者」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとされています。

また、町の自殺の特徴として40歳代から60歳代の働き盛りの自殺者の割合も高いことや、10歳代の若年層を含む各年代の自殺がみられること、女性の自殺も増加傾向であることから当町における5つの重点施策を選定し、それぞれの課題に係る施策を推進していきます。

重点施策① 子ども・若者への対策

当町の児童生徒健康意識調査において困った時の相談相手がいる人は、小学5年生・中学3年生ともに90%弱の状況です。周囲から大切にされていると回答した中学3年生は92.4%でしたが、小学5年生は76.2%と約2割の児童は大切にされていないと回答しています。

テレビやゲーム、インターネット、SNSなど、適切な視聴時間や活用方法について理解し、正しい生活習慣の確立のため、町内こども園、小中学校と連携し、普及に努める必要があります。

10歳代の自殺もみられていることから、小学生からの心を育む取り組みを継続するなど、若い世代への自殺対策は重要な対策の一つです。

取組・事業名	内容	担当部署
心の健康教室	小学生に対し、臨床心理士による「心の健康教室」を行い、心の働きについてやストレス対処方法などを学びます。また、様々な困難やストレスに直面した際に、家族や周囲の人に相談することができるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	社会福祉協議会 健康こども課
思春期ふれあい体験学習	中学生に対し、妊婦体験や人形を使ったおむつ交換、赤ちゃんとのふれあいを通して、命の大切さや男女の思いやりなどを伝える機会にします。	健康こども課
親子健康面談	若年生活習慣病予防健康診査の事後指導として実施する面談において、親子で健診結果や生活習慣を振り返り、心身の健康について考える機会にします。	健康こども課

取組・事業名	内容	担当部署
人権擁護に関する知識の普及	中学生に対し、人権をテーマにした映画上映や人権委員による講話を行い、人権や命の大切さを伝える機会にします。	住民生活課
心の電話・メール相談 子育てメール相談	心の電話相談及びメール相談、子育てメール相談により、相談内容に応じて専門機関につないだり、必要時は面接や訪問を行います。	健康こども課
心の健康相談	精神科医による健康相談を行い、必要に応じて専門医受診を促したり、関係機関と連携を図り支援します。	健康こども課
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	自殺の要因として、うつ病あるいは抑うつ状態が大きく関わっているといわれていることから、問診票による一次スクリーニング、電話や面接による二次スクリーニングを行い、専門医による判定結果により、必要に応じて受診勧奨など、個別対応を行います。	健康こども課
生活状況に応じた対応策の推進	若年層が抱える様々な問題（不登校、就労問題、人間関係、いじめ、ひきこもり、虐待など）に対し、「はちのへ若者サポートステーション※」や三戸自立相談窓口などの相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労などの個別支援を推進します。	福祉介護課 はちのへ若者サポートステーション※ 三戸地域自立相談窓口 社会福祉協議会
「二十歳の祝典」の際の啓発活動	こころの健康づくり及び心配ごとの各種相談窓口リーフレットを配布し、自分自身及び周囲の人のメンタルヘルスに関心を持つよう普及啓発を行います。	健康こども課 社会教育課

※働くことに悩みを抱える方（15歳～49歳までの方とその保護者・家族）に対し、専門相談や職場体験などを通じて就労支援を行います。

<評価指標>

項目	現状値		令和11年度目標値など
心の健康教室	希望した小学校		全校
困った時の相談相手がいる人の割合	小学5年	87.5%	90.0%
	中学3年	85.6%	90.0%
周囲から大切にされていると思う人の割合	小学5年	76.2%	90.0%
	中学3年	92.4%	現状維持

項目	現状値	令和11年度目標値など
思春期ふれあい体験学習	全中学校	継続
親子健康面談	全中学校 1年生全員、 2年生総合判定C・D	継続
人権教室	希望した小中学校	継続
心の電話、心・子育てメール相談	随時	継続
心の健康相談	年4回	継続
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	年1回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続
自立相談窓口・はちのへ若者サポートステーションでの相談	随時実施	継続
「二十歳の祝典」での相談窓口一覧配布	年1回	継続

重点施策② 働き盛り世代への対策

当町では、平成29年から令和3年の自殺者27人のうち、有職者は8人で29.6%を占め、そのうち20～59歳までの働き盛り世代は8人で、全自殺者数の29.6%となっています。

また、自営業・家族従業者の割合の割合も多く、身近な人の異変に気づき、専門機関につなぐことができるなど、自殺対策に取り組むことが主要な課題となっています。

町内の事業所は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が全体の98%を占めており、勤労者の80%が50人未満の事業所に勤務している状況にあります。

そのため、町としても町内の関係団体に県で実施している「働く人の健康づくり応援プログラム」の紹介等を行い、心身の健康づくりに関する意識の向上などを行います。

取組・事業名	内容	担当部署
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	自殺の要因として、うつ病あるいは抑うつ状態が大きく関わっているといわれていることから、問診票による一次スクリーニング、電話や面接による二次スクリーニングを行い、専門医による判定結果により、必要に応じて受診勧奨など、個別対応を行います。	健康こども課

取組・事業名	内容	担当部署
特定健診の問診での心の調子の聞き取り	心の調子に関する項目を追加し、問診時に確認、必要に応じて個別に支援します。	健康こども課
心の健康相談	精神科医による健康相談を行い、必要に応じて専門医受診を促したり、関係機関と連携を図り支援します。	健康こども課
健康相談	健康センターでの「達者de健康相談」や町営市場での「市場de健康相談」、各地区での健康相談において、心身の健康状態を確認し、相談内容に応じて専門機関につなげます。	健康こども課
心の電話・メール相談 子育てメール相談	心の電話相談及びメール相談、子育てメール相談により、相談内容に応じて専門機関につないだり、必要時は面接や訪問を行います。	健康こども課

<評価指標>

項目	現状値		令和11年度目標値など
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	年1回		自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続
心の健康相談	年4回		継続
健康相談	随時		継続
心の電話、心・子育てメール相談	随時		継続
ストレス解消法を持っている人の割合	成人	90.4%	現状維持
生きがいを持っている人の割合	成人	70.8%	75.0%
悩みを相談できる人がいる人の割合	成人	76.1%	80.0%



つらい気持ちのとき、気を紛らわすためにお酒を飲んでも、状況が変わるわけではありません。二日酔いで気分も落ち込みます。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

重点施策③ 生活困窮者・無職者等への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護などの多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

生活困窮者・無職者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組めます。

取組・事業名	内容	担当部署
包括的な相談支援体制の充実	生活困窮者などに対する包括的な支援体制の充実を図り、関係者との連携により、自殺のリスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施します。	全庁的に実施
雇用対策の促進	無職者や転職希望者に求人情報や面接会の情報、就職支援セミナーなどの情報を公開し、さらに相談機会を設けることで関係機関へつなぎ、必要な支援を行います。	商工観光課
生活困窮者自立相談支援	三戸地域自立相談窓口と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援を行います。	三戸地域自立相談窓口 福祉介護課 社会福祉協議会
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。	福祉介護課 三戸地方福祉事務所
無料法律相談	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題、その他隣人トラブルなどについて、法律の専門家による生活相談を行います。定例相談日を利用できない場合、緊急的に利用できる相談として随時相談を実施します。	健康こども課 (社会福祉協議会に委託)

<評価指標>

項目	現状値	令和11年度目標値など
包括的な相談支援体制	随時	継続
求人情報の情報提供	実施	継続
生活困窮者自立相談支援	随時	継続
生活保護に関する相談	随時	継続
無料法律相談	定例：年4回 個別：随時	継続

重点施策④ 高齢者への対策

当町では、全ての自殺者のうち60歳代以上の割合は、平成29年～令和3年の5年間で66.6%となっています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）によると、高齢者の認知機能の低下は40.0%、うつ傾向は27.9%、閉じこもり傾向は7.1%と多くなっています。

これらのことから、高齢者の自殺については、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえながら、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援などを適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の促進といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

取組・事業名	内容	担当部署
地域での気づきと見守り体制の構築	地域の身近な支援者（民生委員児童委員、保健推進員、ほのぼの交流協力員、町内会長、行政員など）が、地域の「ゲートキーパー」となることにより、様々な悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	健康こども課 総務課 社会福祉協議会
介護問題を抱える家族の支援体制の構築	介護ストレスを抱える家族の悩みを察知し、支援者で寄り添い、悩みの解決を目指します。	福祉介護課
ケアマネジャー、町内医療機関、介護施設職員などを対象としたゲートキーパー養成研修会の開催	介護施設職員などへのゲートキーパー養成研修会の開催により、施設を利用する高齢者のうつなどのリスクの早期発見と個別支援につなげます。	福祉介護課 地域包括支援センター
閉じこもり対策の推進（通いの場への支援）	高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出かけ、地域の人との交流などにより生きがいを感じられるよう、地域の行事や通いの場、サロンなどの居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげるよう対策を進めます。	福祉介護課 社会福祉協議会 在宅介護支援センター

取組・事業名	内容	担当部署
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報などを把握し、ケア会議で共有することで、自殺対策も念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげます。	福祉介護課 医療センター・町内医療機関 薬局 在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所
心の健康相談	精神科医による健康相談を行い、必要に応じて受診勧奨をしたり、関係機関と連携を図ったりしながら支援します。	健康こども課
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	自殺の要因として、うつ病あるいは抑うつ状態が大きく関わっているといわれていることから、問診票による一次スクリーニング、電話や面接による二次スクリーニングを行い、専門医による判定結果により、必要に応じて受診勧奨など、個別対応を行います。	健康こども課
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング	在宅介護支援センターの実態把握訪問時に基本チェックリストを使ったスクリーニングを行い、必要な方へは訪問などで継続的に支援します。	健康こども課 地域包括支援センター
特定健診問診での心の調子の聞き取り	心の調子に関する項目を追加し、問診時に確認、必要に応じて個別に支援します。	健康こども課

<評価指標>

項目	現状値	令和11年度目標値など
介護・医療関係者を対象としたゲートキーパー養成研修会	令和4年度に開催	令和11年度までに1回
サロンや通いの場の実施箇所	町内54か所	増加
地域ケア会議	会議：年5回 ケース検討：随時	継続
心の健康相談	年4回	継続
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	年1回	自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続
高齢者基本チェックリストによるうつ状態スクリーニング	随時	継続



自分にとって何が大切か、どうすれば楽しさや安らぎを感じられるのか、いろいろ試して、見つけましょう。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

重点施策⑤ 女性への対策

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる様々な要因で、全国的にも特に女性の自殺者数が増加している状況です。

女性の雇用問題の深刻化や性犯罪、配偶者などからのDVなど、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進める必要があります。

思春期女性のやせや摂食障害、SNSの影響、更年期など様々な要因により、心身の不調をきたすこともあります。また、出産後まもない時期の産後うつを予防を図る観点から、医療機関と連携しながら、産婦訪問において心身の健康状態や生活環境、家族関係などの把握を行い、産後の初期段階における支援を強化していくことが重要です。

取組・事業名	内容	担当部署
生活における困りごと相談の充実	それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まいなど）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施
親子健康面談	若年生活習慣病予防健康診査の事後指導として実施する面談において、親子で健診結果や生活習慣を振り返り、心身の健康について考える機会にします。	健康こども課
心の電話・メール相談 子育てメール相談	心の電話相談及びメール相談、子育てメール相談により、相談内容に応じて専門機関につないだり、必要時は面接や訪問を行います。	健康こども課
心の健康相談	精神科医による健康相談を行い、必要に応じて受診勧奨をしたり、関係機関と連携を図ったりしながら支援します。	健康こども課

取組・事業名	内容	担当部署
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	自殺の要因として、うつ病あるいは抑うつ状態が大きく関わっているといわれていることから、問診票による一次スクリーニング、電話や面接による二次スクリーニングを行い、専門医による判定結果により、必要に応じて受診勧奨など、個別対応を行います。	健康こども課
妊産婦へのうつなどのスクリーニング	不安の強い妊婦や出産後間もない産婦については、産後うつなどの早期発見のため、電話や産後うつスクリーニング、個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。	健康こども課
生理用品の無償配布	新型コロナウイルス感染症拡大や様々な事情により生理用品の購入が困難な女性への支援として、無償配布を行います。	福祉介護課

<評価指標>

項目	現状値		令和11年度目標値など
親子健康面談	全中学校 1年生全員、 2年生総合判定C・D		継続
心の電話、心・子育てメール相談	随時		継続
心の健康相談	年4回		継続
心の健康診断（うつ病スクリーニング）	年1回		自殺の現状に合わせて対象者を選出し、継続
産婦へのうつなどのスクリーニング	全産婦		継続
産後1か月で産後うつリスク（EPDS9点以上）を持つ人への支援	産婦	100%	100%
生理用品の無償配布	各庁舎で希望者に配布		継続



私たちは誰でも、
ひとりで生きているわけではありません。

友だちや家族など、
さまざまな人たちとのつながりの中で生きている。

人と人とのつながりは、
こころの健康にとっても重要な役割をもっています。

よりよい人間関係を築くために、
自分の想いをきちんと言葉にして、
しっかり伝えることが大切です。

困ったときは、早めに誰かに話しましょう。

「南部町自殺予防普及チラシ」より

第3節 生きる支援関連施策

庁内の関連事業を把握するため、役場各部署の全事業・業務をリスト化しました。

これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方をふまえ、町の基本施策（５項目）及び重点施策（５項目）に基づき、関連あるものとして分類しています。

各課の事業などでそれぞれ住民と関わる際、悩んでいる人に気づき、必要に応じて関係者に紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては、話を聴き、関係部署につなぐ役割を、一人ひとり担っていくことが望まれます。

さらに、他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民への啓発と周知
4. 生きることへの促進要因への支援
5. 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

<重点施策>

1. 子ども・若者への対策
2. 働き盛り世代への対策
3. 生活困窮者・無職者等への対策
4. 高齢者への対策
5. 女性への対策

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒ＳＯＳ	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
健康 こども課	保健推進員の組織調整に関すること	保健推進員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域の高齢者の状態把握について理解を深めてもらうことにより、保健推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●						●	●	●	
	地域包括ケアに関すること（地域包括支援センターと協同）	さまざまな活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整えるだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。	●								●	
	健康増進計画「すこやか南部21」に関すること	計画の中で自殺対策に言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●					●	●		●	●
	特定健診・特定保健指導に関すること	健康診断時の問診時に心の調子を確認しており、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。また健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る機会となり得る。	●	●		●			●	●	●	●
	国保訪問指導（重複・多受診者訪問）	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、日々の生活や心身の健康面などで不安や問題を抱え、自殺リスクが高い可能性もある。訪問指導の際に状況の聞き取り把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐなどの対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●	●		●					●	
	糖尿病予備群・コントロール不良者への対応	糖尿病に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐなどの対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●									
	窓口・電話相談	相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐなどの対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与しう得る。	●		●			●	●	●	●	●

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワ ーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
健康 子ども課	地区健康教室	地域に出向き、住民と接する中で、心の健康づくりについての知識の普及啓発や相談の機会とし、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	●		●							
	家庭訪問	当事者や家族などと応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●	●	●	●	●	
	食生活改善推進員養成講座に関する事	食生活に問題があり生活習慣病などに罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握を行うことで、自殺のリスクが高い方には、個別相談や継続支援につなげるなどの支援への接点となり得る。	●									
	精神保健福祉に関する事	精神障害を抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。	●									
	精神障害者家族会「まべちの会」に関する事	精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。講演会の中で自殺行動について取り上げるなど、自殺問題についての啓発の機会となり得る。	●		●							
	子ども・子育て支援事業計画に関する事	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。	●									
	子育てメール相談・電話相談	相談内容に応じて、必要な情報提供を行い、子育てに対する不安やストレスの軽減などにつながる機会となり得る。			●	●						
	学童保育の保護者負担金の徴収に関する事	負担金を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐなど、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●							●		
	学童保育に関する事	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。学童保育の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもに対して、その職員が必要な機関へつなぐなどの対応が取れるようになる可能性がある。	●									
	児童扶養手当に関する事	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●									
	保育所の利用者負担額（保育料）の徴収に関する事	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐなど、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●									
	保育所に関する事	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐなど、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●									
	ひとり親家庭等医療費給付事業に関する事	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●									

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワ	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
			ーク強化									
	妊娠届及び出生届に関する事	本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●	●						
	訪問指導(妊産婦・新生児・乳幼児)に関する事	乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解し、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●	●						
	各種健康相談・健康診査(乳児相談・乳児健診・1歳6カ月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・4歳児健康相談)	問診時に保護者の心身の状況などを確認し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●	●						
	発達支援相談に関する事	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へつなぐなど対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。	●			●						
福祉介護課	介護保険の相談に関する事	介護は当人や家族にとっての負担が大きく、時に自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。	●								●	
	権利擁護に関する事	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	●									
	地域包括ケアシステムに関する事	さまざまな活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整えるだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	●								●	
	地域ケア会議に関する事	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報などを把握し、ケア会議などで共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	●								●	
	認知症カフェに関する事	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。	●								●	
	認知症サポーター及びキャラバン・メイトに関する事	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応など、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●	●	●					●	
	家族介護支援事業(家族介護教室等)に関する事	支援者(家族)への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中などの防止に寄与し得る。講習会は、家族との接触を通じて、支援者(家族)の異変を察知する機会ともなり得る。	●								●	
	障がい者計画に関する事	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	●									
	民生・児童委員による地域の相談・支援	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、町民にもっとも身近な相談員という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるうえで、地域の最初の窓口として機能し得る。	●					●	●	●	●	●

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
	生活保護に関すること	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。				●		●	●	●	●	●
	生理用品無償配布	様々な事情を抱えている女性への経済的支援や相談先のお知らせを同封することで早期対応への接点となり得る。								●		●
	高齢者在宅福祉事業に関すること	サービスを通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。									●	
	ほのぼの交流協力員事業に関すること	地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や町内会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民への支援に活用できる。（ただし、個人情報の扱いには十分な注意が必要）	●									●
	老人クラブに関すること	研修会で、万が一の時のために、高齢者の自殺実態とその対策（気づきと対応など）について説明することで、同年代の高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図ることができる。	●								●	
	災害時避難行動要支援者名簿に関すること	地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や町内会などと共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民への支援に活用できる。（ただし、個人情報の扱いには十分な注意が必要）	●						●		●	
	障害福祉サービス事業に関すること	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●									
	障害児通所支援事業に関すること	障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●									
	老人保護措置に関すること	老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族などと接触の機会があり、問題状況などの聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●									
	特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること	手当の支給に際して、当事者や家族などと対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●									
総務課	ボランティアに関すること	住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●								
	職員の研修に関すること	職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺予防対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●	●							
	職員の健康診断に関する こと（人間ドックを含む）	町民からの相談に応じる職員の、心身面の健康維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。		●	●							
	安全衛生・職員のストレス チェックに関すること	町民からの相談に応じる職員の、心身面の健康維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。		●	●							
	消防団に関すること	消防学校などを活用したゲートキーパー研修による異変の早期発見につながる機会となり得る。	●	●	●							
	地域防災計画に関する こと	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策などについて言及することで、有事の際における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。			●							

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
	広報に関すること	特に広報紙は、町民にとって最も身近な情報媒体であり、自殺予防に関する相談会や支援策などの情報を提供する機会となる。			●							
	公聴に関すること	自殺予防対策の取組みなどをテーマに公聴会を開催することで、町民への啓発の機会となり得る。			●							
	行政員に関すること	町の自殺の現状と対策について情報提供したり、ゲートキーパーの役割を啓発したりすることで、住民同士で支え合いや見守りができる体制が推進される。			●							
	行政相談に関すること	相談員が、相談に訪れた町民の異変に気づき、支援につなげるような取り組みが考えられる。			●							
企画財政課	連携中枢都市圏に関すること	近隣市町村と連携して、自殺予防対策に取り組むことができる。	●			●						
	総合振興計画に関すること	今後の改定の際には、計画の中で自殺予防対策に関する内容を掲載することで、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。				●						
	地域担当職員制度に関すること	地域担当職員を通じたPR活動を通し、心の健康づくりの啓発や地域の見守り体制の構築を図ることができる。			●							
税務課	なんでも税相談に関すること	自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、各種相談を受ける窓口職員は、潜在的な自殺リスクの高い人をキャッチするうえで重要となる。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、町内外の相談窓口情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。			●	●		●	●	●	●	●
	国民健康保険税の徴収及び滞納者対策に関すること	税や保険料の滞納をしている人は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じてさまざまな支援機関につなげるなど、支援への接点となり得る。				●		●	●	●		●
	納税相談に関すること	納税や年金の支払いなどを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、そういった相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげる体制を整えておく必要がある。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、町内外の相談窓口情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。				●		●	●	●	●	●
	確定申告時での相談	職員のゲートキーパー研修により、町民と顔を合わせる機会において様々な相談を受けることから、異変の発見につながる機会となり得る。				●		●	●	●	●	●
住民生活課	人権擁護に関すること	相談会場に相談機関のパンフレットを配架することで、町民の自殺に対する啓発の機会となり得る。 自殺予防をテーマにした映画上映や講話により命の大切さを理解することの醸成につながる。			●							
	住民の相談受付及び連絡調整に関すること	自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、各種相談を受ける窓口職員は、潜在的な自殺リスクの高い人をキャッチするうえで重要となる。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、町内外の相談窓口情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。				●						
	国民年金に関すること	年金の支払いを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、そういった相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげる体制を整えておく必要がある。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、町内外の相談窓口情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。				●			●	●		

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワ ーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
	消費者行政に関すること	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。 借金を抱えて命を落とす人もいるので、フォーラムのテーマ設定によっては、自殺予防対策にもつながり得る。			●							
農林課	農業経営における各種制度	農業経営に関する相談や助成制度などの説明時に、自殺のリスクとなりかねない問題の相談を受けた際には、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。				●						
	窓口などでの対応	職員のゲートキーパー研修により、「農業用免税軽油」や「水稻生産実施計画」の受付の際など、町民と顔を合わせる機会において異変の発見につながる機会となり得る。				●						
商工観光課	雇用対策に関すること	無職者や転職希望者に求人情報や面接会の情報、就職支援セミナーなどの情報を公開し、さらに相談機会を設けることにより、無職者や転職希望者の心の支えとなり、自殺予防に寄与し得る。				●				●		
	達者村宅配事業(実施主体:南部町商工会)	買い物困難者への支援を通して、一人暮らしの安否確認、高齢者とコミュニケーションをとることで、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●					●	
	達者村買物サービス(実施主体:南部町商工会)	達者村宅配事業とともに買物弱者への支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることで、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●	●				●	
	達者村宅配及び移動販売サービス事業(実施主体:南部町商工会)	高齢者など買い物弱者への支援をすることにより、一人暮らしの安否確認や高齢者とコミュニケーションを図り、孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●					●	
	プレミアム商品券発行事業(実施主体:南部町商工会)	プレミアム商品券を発行することによって町民の消費喚起を促し、町内商店街や店舗の賑わいを創出することで、町内事業者の経営悪化や倒産を防ぎ、事業者の自殺予防につながり、さらには、店舗を利用する高齢者の見守りや自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●					●	
	小企業経営改善資金利子補給事業(実施主体:町)	町内事業者が日本政策金融公庫からの借入金に対して支払う利息について、町が支援を行うことにより、経営難に直面している事業者の経営安定や自殺予防に寄与し得る。				●						
	中小企業融資制度保証料補給事業(実施主体:町)	町内事業者が町で行う制度融資を利用するため、青森県信用保証協会に支払う保証料の支援を行うことにより、経営難に直面している事業者の経営安定や自殺予防に寄与し得る。				●						
	創業事業費補助金事業(実施主体:町)	新規創業や二次創業希望者への支援を行うことにより、地域経済の活性化を図るとともに、新たな雇用の創出機会を与えることで自殺予防に寄与し得る。				●						
	営業店舗リフォーム補助金事業(実施主体:町)	営業店舗のリフォームを促進することにより、地域経済の活性化及び商店の持続化を図るとともに、町内商店街や店舗の賑わいを創出し、町内事業者の経営悪化や倒産を防ぐことで、事業者の自殺予防につながり、さらには、店舗を利用する高齢者の見守りや自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●						
	南部町商工会補助金事業(実施主体:南部町商工会)	商工会が町内事業者の経営相談や巡回経営指導を行うことにより、事業者の経営状況や心身の状況を確認することができ、事業者の自殺予防に寄与し得る。				●						
建設課	出稼ぎ及び労働者対策に関すること	出稼労働者に手帳を交付することで出稼労働者を把握し、就業先の職場環境や労働条件を確認でき、被雇用者の自殺予防に寄与し得る。				●						
	下水道使用料の滞納処理に関すること	使用料の徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。								●		

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
	町営住宅管理(家賃徴収・維持)に関すること。	町営住宅の入居者や入居希望者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる町民に接触するための有効な窓口となり得る。 家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そういった相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげる体制を整えておく必要がある。 家賃の相談を受けたり徴収を行ったりする職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役の対応をとれる可能性がある。	●							●	●	
出納室	窓口対応	職員のゲートキーパー研修により、納入時など町民と顔を合わせる機会において異変の早期発見につながる機会となり得る。	●	●								
町営市場	職員のスキルアップ	ゲートキーパー研修を通じて出荷者、買受人などの異変の早期発見につながるほか、必要に応じて支援機関につなげるなど、支援への接点となり得る。	●	●	●				●			
医療センター	包括ケア会議等関係機関との連携	外来患者、入院患者本人のみならず家族などに対する支援について関係機関と連携し、サービス利用など適切な支援につなげるなど、地域においても見守り・支援が受けられる体制を図ることができる。	●	●						●	●	
学務課	いじめ防止対策などに関すること	南部町いじめ防止基本方針に基づき、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。				●	●	●				
	職員及び児童生徒の健康診断に関すること	学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。				●						
	スクールカウンセラーに関すること	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭もさまざまな問題や自殺リスクを抱えている可能性もあることから、スクールカウンセラーと関係者が連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。また、保護者や教職員への相談に対し、子育てをはじめとするさまざまな相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。相談者に対し、相談リーフレットを配布することで、さまざまな相談先の情報を周知する機会ともなり得る。			●	●	●	●				
	教職員の研修(ふるさと研修含む)に関すること	研修の中で自殺問題や支援先などに関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について理解を深めてもらう機会となり得る。研修でリーフレットを配布することにより、児童・生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。			●							
	幼、保、小、中連携に関すること	幼稚園、保育所、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況なども含めて情報を共有することができれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	●	●				●				
	要保護、準要保護児童生徒に関すること	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性が考えられる。 費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加え、相談先一覧のリーフレットの配布などを通じた情報提供の機会にもなり得る。				●				●		

担当部署	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	子ども・若者	働き盛り世代	生活困窮者・無職者等	高齢者	女性
	特別支援就学奨励費に関する事	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性が考えられる。 費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加え、相談先一覧のリーフレットの配布などを通じた情報提供の機会にもなり得る。				●				●		
	読書活動、学校図書館に関する事	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性がある。 図書室スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒に対する情報周知を図ることができる。			●	●	●	●				
	健康教育	児童生徒が心の健康教室を通して、いのちの大切さを実感したり、ストレスの対処方法を学んだりすることができる。			●		●	●				
社会教育課	まべち笑楽校に関する事	カリキュラムの1コマとして、自殺対策に関する講義を開講することで、自殺の現状と自殺予防に対する町民の理解促進を図ることができる。			●						●	
	町連合父母と教師の会に関する事	毎年秋に実施される研修会において、自殺予防のテーマを設定することができれば、啓発の機会になり得る。			●							
	二十歳の祝典に関する事	二十歳の対象者へ相談機関のパンフレットを配布することで、町民の自殺に対する啓発の機会となり得る。			●			●				
	転倒・寝たきり予防教室に関する事	高齢者の身体の健康維持・増進を図りながら、心の健康づくりにも目を向ける機会となり得る。			●						●	
	名川中学校1階図書室	名川中学校1階図書室を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間などの際に連携できれば、町民に対する情報提供の場として活用し得る。 図書室スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、利用者に対する情報周知を図ることができる。			●	●	●	●			●	
農業委員会	農業者年金に関する事	年金掛金の支払などを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そういった相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげる体制を整えておく必要がある。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、町内外の相談窓口情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役の対応をとれる可能性がある。	●		●	●						
	窓口などでの対応	職員のゲートキーパー研修により、土地賃借の相談時や耕作証明書申請時など、町民と顔を合わせる機会において異変の早期発見につながる機会となり得る。		●	●							



町では、自殺対策予防として心の健康ビデオ「いのちをつなぐわ（私・和）の町」を制作しました。

第6章

資料編

いのち支える南部町自殺対策計画策定委員 名簿

(南部町健康づくり推進協議会委員)

任期：令和4年7月19日～令和7年3月31日

敬称略

分類	氏名	所属等
医療機関	稲 村 裕 之	イナムラ歯科医院 院長
	石 田 哲 平	国民健康保険南部町医療センター 院長
議会	馬 場 又 彦	南部町議会教育民生常任委員会 委員長
関係行政 機関	齋 藤 和 子	三八地域県民局 地域健康福祉部 保健総室長
	坂 本 典 男	南部町国民健康保険運営協議会 会長職務代行者
教育関係 団体	竹 原 まり子	南部町校長会 代表 福地小学校 校長
	山 形 千 佳	南部町小中学校養護教諭 福地中学校 養護教諭
	柴 田 雅 代	南部町立学校給食センター栄養教諭
保健衛生 関係団体	小澤田 ひ め	南部町保健推進員 代表
	小 島 育 子	南部町食生活改善推進員会 会長
地域住民 代表	根 市 奉 弘	南部町連合父母と教師の会 会長
	藤 井 将 人	あかね幼稚園父母の会 会長
	滝 田 大 作	南部町商工会 青年部 部長
	河守田 康 明	南部農夢 会長

計画の策定経過

1 第1回南部町自殺対策計画策定委員会議

- ①日時 令和5年7月12日 午後1時30分～午後3時
- ②場所 南部町健康センター
- ③内容
 - ・いのち支える南部町自殺対策計画評価について
 - ・第2次いのち支える南部町自殺対策計画策定方針について
 - ・策定スケジュールについて

2 第2回南部町自殺対策計画策定委員会議

- ①日時 令和5年11月22日 午後1時30分～午後3時
- ②場所 南部町健康センター
- ③内容
 - ・いのち支える南部町自殺対策計画最終評価について
 - ・第2次いのち支える南部町自殺対策計画（骨子案）について

3 第3回南部町自殺対策計画策定委員会議

- ①日時 令和6年2月26日 午後1時30分～午後2時30分
- ②場所 南部町健康センター
- ③内容
 - ・第2次いのち支える南部町自殺対策計画（最終案）について

4 意見公募

- ①意見募集期間 令和6年2月28日～令和6年3月13日（15日間）

南部町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

平成 30 年 8 月 29 日制定

健福要綱第 44 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日 健こ要綱第 7 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、南部町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、各課長、室長、事務局長、事務長及び市場長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉課長をもって充て、副幹事長は健康福祉課長補佐をもって充てる。
- 4 幹事は、各課長補佐及び本部員の次席の職員をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、健康こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日健こ要綱第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



南部町

第2 次のいのち支える南部町自殺対策計画

令和6年3月

発行 南部町健康こども課

〒039-0595

青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 91 番地 1

電話 0178-60-7101 / FAX 0178-76-3904

URL <http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp>

Twitter @nanbutown